

午前10時2分 開議

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成12年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において23番 稲留照雄君、24番 藪野 勤君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第3号 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第3号、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成12年6月7日に社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律が公布、施行されたことに伴い、泉南市福祉事務所設置条例等社会福祉事業法の法律名及び同法中の規定を引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

29ページをお開き願います。改正の内容につきましては、第1条で泉南市福祉事務所設置条例の一部を、第2条で社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の一部を、それぞれ記載のとおり改めるものでございます。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 提案理由は実に簡単でございますが、社会福祉事業法というのを事業を取って福祉法に改めたという御説明ですが、この改正の背景というのは、どういう背景があつてこういう名前が変わつたのか、その辺の御説明をひとついただきたいと思ひます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今回、6月ですけれども、国の方でこの社会福祉事業法の法律が社会福祉法という名称、題名が変わつております。そして、この社会福祉事業法等の改正につきましてはほかにも改正がされてまして、社会福祉事業法以下、身体障害者福祉法とか、あるいは知的障害者福祉法等、8つの法律が今回の改正の中に入っております。

そして、今回の国の社会福祉事業法の改正、これは国の方の提案理由というところなんですけれども、それを一部紹介させていただきますと、この社会福祉事業法の制定につきましては、昭和26年に制定されています。そして、今日まで大きな改正というのは行われていなかったんですけれども、特に最近少子・高齢化、あるいは核家族化といったような社会の構造の変化というのがございまして、それに対応して、だれもが家庭や地域の中で自立し、尊厳を持った生活を送ることのできる制度の構築、こういうのが求められているというふうに提案理由では言われています。

そして、こうした状況を踏まえまして、措置制度等の社会福祉の仕組みについて全般にわたつての見直しが行われたと、このようになっております。そして、社会福祉の仕組みの全般にわたる見直しが行われたことによりまして、今回この社会福祉事業法、あるいは身体障害者福祉法等の改正がなされた。そして、今回この社会福祉事業法を、事業という言葉じゃなし、社会福祉一般の形でこの法律をうたうということで、今回社会福祉法という題名に改定された、このようになっております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 今説明いただいたのでは、社会的な変化がどういふように認識されて、この

いわゆる事業法というのが福祉法になったのかというのがもう一つ理由がわからないんですが、名は体をあらわすというように、特に法律用語というのは長い名前がついとるんですが、それは言うまでもなく、名前を見ればその条例なり法律の性格がわかるという、そういうことだろうと思います。

そういう点では、事業というのがなくなって、社会福祉法ということになったということで、今の説明からも、事業だけではなくもっと社会福祉一般に広げて、この社会福祉法というものを実行していきたいというのか、そういう機能たらしめていきたいということだろうと思いますが、いわゆる措置ということから介護保険なんかは契約関係になってきておりますし、それからまた障害者の問題については、むしろ言葉自身がやはり障害者を傷つけるような言葉もあったということで改正されたり、いろいろそういう改正はされてきてるんですが、この社会福祉というのが国民の権利として、措置とか施しということではなしに、当然の権利として社会福祉というものが考えられると、そういうことを私は1つ思うわけです。

そういう点でもう少し、社会状況の変化というものをとらえてこういう改正をしたということであれば、泉南市の行政自身も今までの社会福祉事業法でやってこられた行政の姿勢に対して、どういうふうに考え、今後泉南市の社会福祉事業をどういうふうにしていくのかという市の基本的な考え方もきちっとわかる形でやっていただきたいと。内容についてももう少し詳しく答弁をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今回、社会福祉事業法から事業という言葉を取りまして、社会福祉法と改正されたわけでございます。

今回の社会福祉法につきましては、従来の社会福祉事業法と内容については具体的に余り変わりはないというふうに理解しております。そして、この改正の内容を言いますと、まず法律の題名の改正と、あとこの新しい社会福祉法の法律の目的の変更、これは文言が挿入されたというところ辺りですね。それから、あと社会福祉事業の範囲、こ

れが従来社会福祉事業法の第2条の方で範囲を定められておりましたけれども、そこに事業の追加がなされているといったところ辺り、それからあと社会福祉法人の設立要件の緩和等が、例えば障害者の通所授産施設の規模の要件の引き下げなんか20人以上から10人以上に引き下げられてるという、そういった内容でございます。

そして、その法の趣旨といえますか、それについては、やはり以前の社会福祉事業法の趣旨をそのまま引き継いだ形で、今回社会福祉法という名称に変わっているというところでございます。

そして、あと市がどういった形で福祉を推進していくかという御質問もあったと思いますけども、やはり我々の福祉事業といえますのは、当然法律にのっとった形で福祉を推進するというのが1つあります。そして、社会福祉全般のことをうたっている法律というのはこの社会福祉法、そしてその社会福祉法の中にこういった事業がありますよと。その中で、その事業にのっとって、例えば身体障害者福祉法でありますとか、あるいは知的障害者、児童福祉法、こういった法律がそこから出てきているということになります。ですから、基本的には国の法律にのっとった形で我々の福祉制度も行ってると、こういうことでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 福祉社会と言いますし、生活保護を受けとる方が福祉を受けてると、こういう表現でも一般には言われるんですね。だから、福祉というのは大変施的な意味合いもあって、なかなか本来の福祉、行政は基本的には福祉行政だと私は思うんですが、そういうことで福祉とは一体どういうことなのかということのを改めてやはり考えていかないといいませんし、行政としても福祉についての正しい認識というのを、市民にも行政はどう考えるのかということで、やっぱり市民との議論ができるような材料を出す必要があると思うんですね。

市長ももちろん21世紀、この福祉、人権も福祉に関係することだろうと思いますし、広い意味では環境なんかも福祉的な問題と私は深いかわりを持つと思うんですが、一体この福祉、行政の

大変重要な任務である福祉というのを市長はどのように市民にわかりやすく説明されるのか。私もちょっと福祉というのはなかなか施的な意味しか具体的にはイメージできないんですが、市長としてはこの福祉というのを市民にどういう形で御説明されるのか、市長からの福祉についてのお考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 福祉の概念というのは非常に広いというふうに思っております。我々、役所でやってる事業といいますか、施策も含めてでございますが、広義に言えば市民福祉全般ということになるかというふうに思います。ハード面の事業も、大きく言えば福祉になってくるわけでございます。

これからの福祉ということでございますが、従来の給付的な、中心といいますか、そういう福祉から、広く全般的な、もっとグローバルな意味での福祉、そういう形でこれからの21世紀というのは取り組んでいく必要があるというふうに思っております。ですから、そういう法律関係も今までの概念から少し見直して、今回も改正されたものというふうに思っております。

ですから、これからの福祉施策というのは、今までの一般に言われている福祉はもちろんでございますが、それ以外のことについてもそういう観点からとらえていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、幅広く広義の意味で使っていきたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長の福祉に対する1つの考え方としては、表現で今示されたんですが、やはり人間の幸福ということを実現していくと、私はそういうふうに思うんですね。そういう点では、行政、政治というのはやっぱり福祉ということに帰結するだろうと思えますし、そういう点では環境の問題にしても平和の問題にしても、やはり福祉の観点から考えていく必要があるとなれば、もう少し具体的なメニューとして、福祉というのを市長も広い概念と言うだけで、その広い概念がどういうことかということはないかなかなか示されてなかったんですけども、もう少しやはり福祉について

の認識を市民と共有するような形で、行政からもきちっと福祉についての認識を共有できるような努力をしていく必要があるんじゃないでしょうかと思います。

特に、これからそういう福祉ということが中心になった21世紀に入ってくるわけですので、ぜひ市民の中でそういう議論ができるような材料を行政からもきちっと出していただきたいと、そのように思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。———巴里君。

25番（巴里英一君） ちょっと私のとらえ方が小山さんの質問で間違ってたら、それで結構かと思えますけど、発言の中で施しという言葉が発言されたんですね。施しという社会的イメージで一体何なのかというのを我々が考えると、例えば社会的ボランティアでいろいろやってる方々がそんな言葉を使うことはないし、施しというのはもう過去の言葉になりますけども、昔、最下層で路上で生活しておった人にお金を上げたりすることを施しということで私たちは理解しとった時代というのがありました。

果たして、今施しという言葉がどういう意味合いを持つのか、ちょっと私は勉強が足らなかったのでわかりませんが、その表現が適切なのか、この福祉の中で施しという言葉が適切なのかどうかということについて、ひとつ御参考といいますか、御考慮願いたいなという意味で提起をしたいと思います。

〔巴里英一君「もう一度」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） これは担当者の方が答えていただいているんですが、小山議員がどういう意識を持って、その施しという語源から始まって御質問なされたのかということと、市長が答えてましたように、社会福祉というのは全般的において人間生活をよりよくしていくためのという、そういう意味の施策の一部分の表現であるにすぎないというふうに私、広義には大きくありますけれども、そういう意味の説明だったと思うので、その中で施しという言葉そのものの定義とはまた違うんでね。だから、小山議員がどう考えられているのかという発言をいただければという意味で議

長に申し上げたわけです。

議長（嶋本五男君） 私が小山君に聞けということですか。

25番（巴里英一君） その処理はどうなんでしょうかというふうに、議長に御配慮願いたいと、御考慮といえますか、そういう意味です。

議長（嶋本五男君） 巴里さんに申し上げたいんですけども、議員からの発言を取り消せとか、あるいは不穏当な発言であるからというようなことでしたらなんですけれども、言葉の内容を議員から議員に説明せよということは、ちょっと本会議になじまないんじゃないかなというふうに思いますので、その言葉についてはまた別のところで一遍御協議願いたいと思うんですけども、その点どうですか。巴里君。

25番（巴里英一君） それなら運営の問題を提起するわけです。ちょっと気になりましたので、ひとつそういう意味では議長の配慮で御考慮いただければ結構かと思います。お互いにそのことをやっぱり気をつけながら、議会というものの中で発言をしていきたいなと思ってますので、そういった意味を申し上げたということで御理解いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 議員各位に申し上げます。発言につきましては、十分御考慮の上、御発言のほどをお願いいたします。

ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第4号 泉南都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第4号、泉南都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の31ページでございます。まず、提案理由でございますが、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限を行いたく、本条例を提案するものでございます。

本地区は、主要幹線道路でございます都市計画道路泉南岩出線に接する幅約50メートルの区域で、平成12年8月28日に開催されました大阪府都市計画審議会におきまして、市街化調整区域から市街化区域に編入された地域でございます。

今後、泉南岩出線の全面供用に伴い、交通の利便性が向上することにより、幹線道路沿道地区としての役割がさらに重要になります。このため、地区計画の策定とともに、条例を制定することにより建築物の用途、配置等を定め、幹線道路の沿道地区にふさわしいまちづくりを推進するとともに、後背地の土地利用を配慮した計画的な市街化を図るものであります。

その内容といたしましては、33ページ以下に記載いたしておきまして、第1条で目的を、第2条で用語の定義を、第3条で適用区域として樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内に適用すると規定いたしております。

第4条では、建築物の用途の制限規定を設けておりまして、その主なものは、第1号でマージャン屋、パチンコ屋、場外車券売り場等、また第2号で15平方メートルを超える畜舎、第3号で建築基準法別表第2（り）項第2号から第4号までの建築物とし、音を出す、あるいは煙を出す、悪臭を出す工場等の建物については、建築してはならないと規定いたしております。

次に、第5条では、壁面の位置の制限規定といたしまして、建築物の外壁またはこれにかわる柱は、泉南岩出線の道路境界線から1メートル以上

後退しなければならないとの規定を設けておりません。

第6条では、建築物の敷地が区域の内外にまたがる場合の措置規定を、第7条では既存の建築物に対する制限の緩和を、第8条では公益上必要な建築物などの特例規定を定めております。

第9条では、この条例の規定に反した場合の罰則規定を定めております。なお、罰金につきましては、新家駅南地区地区計画並びにりんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の規定と整合を図り、10万円以下といたしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 今回のこの建築物の制限に関する条例、これまでもほかでもこういう条例ができておるわけなんですけど、泉南市全体の状況の中で、この制限に関する条例なんかはどのような形で広げていくのか。ここだけこうするといっても、対岸というんか、道の向こうはそういう制限がないわけですから、そういう点では泉南市の全体的なこういう条例はどういうふうに考えていらっしゃるのか。

それから、こういうものをしていけば土地を持っている方の権利が制限されるという問題もあるんですけど、そういう点での関係者の了解、関係の手続きはどのようにされてここに上程されたのかですね。

それから、市長が必要と認めるときにはということを書いてあるんですけど、この辺は制限規定がきちっとあるので、こういうものでも市長が必要とすれば認めるという、そういうことになるのかどうかですね。その辺も御説明をいただきたいと思います。

それから、別表という形で、法別表第2（り）という、これはここに出ておらないんですけど、これは書類があれば出していただきたいと思うのですが、以上、よろしく願いをいたします。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、先ほど蜷川助役の方から概略説明申し上げましたが、泉南市の場合、既に新家駅南地区の地区計画、またりんくうタウンの南・中地区の地区計画、これを制定しておるところでございます。

今回、樽井三丁目及び馬場二丁目の区域について建築制限を伴います地区計画を設定するわけでございますけども、この箇所につきましては、今回市街化に編入する区域でございますので、これからはやはり地域性の独自のまちづくりを推し進めなければならないということで、建築制限を主体とした地区計画、これを今回取り入れるわけでございます。市全体といたしましては、新たに市街化に編入する部分、これを中心といたしまして、今後は面的な整備について規制をしていく、また誘導していくという必要があると思います。

議員おっしゃられたように、府道の和歌山側については、これは市街化調整区域でございますので、将来的に編入するとか、そういうような必要性が出た場合には、当然地区計画も定めて、並行して都市計画を進めていくと、まちづくりを進めていくという必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、建築制限するということは当然権利者の権利制限をするわけでございますけども、これについては公序良俗な部分も含めますが、地権者に十分な説明をする必要があるということで、説明会を線引きとあわせて並行してやっております。また、馬場地域、また男里地域、また樽井地域につきましては、地域の代表者の方とも十分協議をいたしまして、説明会も開催いたしまして、周知を図っておるわけでございます。今後制定されましたら、当然全市的にも啓発をしていくということでございます。

それから、市長の特例の話でございますけども、これにつきましては、りんくうタウンの地区計画もでございますように、当然公益性の高い部分については、公共施設などを設ける場合については、市長の特例でもいけるということも検討しておるわけございまして、具体的にはシルバーハウジングなどの住宅建築につきましては、りんくうタウンの中での制限をしているわけでございますけ

ども、公益性の高い部分については十分協議の上、建設ができるとか、そういう判断をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、別表につきましては、これはかなりの量になりますので、主なものを挙げますと、例えばおもちゃの花火の製造業とか、アセチレンによります金属の加工を行うとか、可燃性の高いセルロイドの加熱加工とかの産業を行うとか、原動力が0.75キロワットを超える塗装の吹きつけなどを行うとか、こういう細かい部分を記載しておくわけでございます。トータル的に表現いたしますと、作業場の床面積の合計が150平米を超える工場とか危険性の高いもの、また周囲の環境を悪化させるおそれの多いものという表現をさせていただいております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、別表についてはもう既に条例化しておくこれと全く同じと理解していいんでしょうかね。これは建築制限を定める建築物で、いわゆる制限する建築物ですから、もう少しその辺は、上の方はマージャン店とかということがあって、2番目には広さの制限を超える畜舎ですね。あとは、別表になつとるんで、別表にどういうことがあるのかわからないというのは、この従来ある別表と書いてあるこれと全くイコールということになるんでしょうかね。

だから、市長が公益上必要だと認めるといっても、例えばマージャン屋とかパチンコ、具体的に列記されとるわけですから、これはすることができないんですから、そんなことあり得ないと思うんですけども、これも市長がもし公益上必要とすればこういうものでも許可されるという、文面から見ればそう読めるので、ちょっと市長の判断についてはもう少し具体的にお聞きをしたわけです。

それから、別の地域の方の声というのは、こういうものが建ってほしくないというので賛意は得られると思うんですがね、簡単にね。地権者そのものは自分の財産に制限を受けるわけですから、そういう点では地権者への説明はもうきちっと終わって、これは了解をして進めたということではないんでしょうか。こういうことは地権者がうんと言わないとできないとなると、なかなか都市計画

上進められない面もあるので、その辺は地権者に説明をすれば、地権者が完全同意しなくても一定この指定は打てるという、そういう法律ではないかなと思うんですが、その辺での直接の対象になる土地を持つての方の同意関係の了解は、どの程度やって、こういう地区計画が進められるのかを御説明いただきたいと思います。

それから、調整区域を市街化にするときには、これからこういう手法をとっていきたいということは明確に言われたんですが、現在の市街化においても、やっぱり整備された都市の計画をするためには、一定こういう趣旨、いわゆる勝馬投票券発売所とか場外車券売り場とか、そういうものは一定どこでも建ったらいいというものでもないですし、パチンコ店なんかでも泉南は10店近くあるんじゃないでしょうかね。ほんとにパチンコのまちみたいな、固まるところにはありますから、こういうものも無秩序にとにかく建っていくんでは困るわけですから、市長も元気のある泉南市だって、そういうふうに元気があっても困るんでね。もう少し整備された、住環境が守られ、工場は工場でちゃんと整備された、そういう都市計画が必要だと思うので、まち全体についてどういうふうな形でこの地区計画をはめていくのかという御答弁がなかったので、その辺は難しいとは思いますが、実際それをやっていかないと、どんどん今ミニ開発が進んで、全部袋小路ですよ、入ったら出てこないといけないうね。

そういうことを放置しといたらほんとに大変なまちになるなど。法の間隙を縫ってつくつとるんでしょうけども、これはやはり行政としては地区計画もきちっとしながら、地権者の問題もあるでしょうけども、もっと整備されたまちづくりを早目早目に手を打っていかないと、ただ人口がふえる、世帯数がふえるだけで喜んでおれない、そういう状態が私はあると思うので、市域全体に対するこういう地区計画のはめ方ですね、この辺の方針なり考え方をお聞きをしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 市道都市計画課長。

事業部都市計画課長（市道登美雄君） 御答弁申し上げます。

まず、1点目の別表の件でございますけれども、

この別表につきましては、建築基準法に記載されております別表ということで、その別表自身が先ほど部長が御答弁申し上げました概要ですけれども、内容になってございます。

それから、市長が認めるものということでございますけれども、確かに市長が認めれば何でもいいのかなどともれますけれども、我々が想定いたしておりますのは、あくまでも良好な市街地環境を害するおそれがないということを前提といたしまして、予測できるものとしたしまして、交番とか郵便局とか、その程度かなというふうに考えてございます。

それから、地区計画自身は本来の用途規制、それに上積みの規制ということになりますので、権利者の皆さん方には制限を大きくかけるということになります。したがって、地区計画につきましては、当然に説明をする必要があるということで、我々としたしましても地元説明をやってございます。

その中で、特に権利者の皆様方には個別に通知を出しまして、この日に説明会を行いますので御出席くださいということでお知らせいたしました。人数までいきますと、53人の権利者の方がおられまして、2回開催いたしまして、23名の御出席をいただいております。残りの方は欠席ということでございますけれども、出席された方につきましてはいろいろと御質問なりございました。それにつきましては、十分に説明したというふうに我々は考えてございます。そして、欠席された方については、特に反対の意向とか、もしくは意見があるとか、そういうお声はなかったということをお伝えいたしておきます。

〔小山広明君「出席した人にも反対はなかったんやね」と呼ぶ〕

事業部都市計画課長（市道登美雄君） はい。反対といいましょうか、意見はいろいろございました。しかし、この地区計画に反対するということですか、それはなかったと理解しております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 今の説明から推測して、説明をすればそれで足るんですね、一応法的には。

同意を得なくても説明をすれば、それで地域指定が——でないと、反対したら計画がなかなかできないですから、そういう性格のもんですね。しかし、幸いに出席者においても、出席しない人にも反対はなかったと、そういう御説明として受け取っておけばいいですね。

全体の答弁がないんですが、泉南市全体をどうしていくのか。今このままほっといたらほんとに無秩序なまちになりまっせ。だから、ここだけじゃなしに、やっぱり泉南市の方針を出して、これをどうしていくのか、今のうちに手を打っていかないといけないと思うのですが、その辺はどうなんでしょうかね。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 地区計画の制度につきましては、昨日の市道議員からの御質問もございました。新しい地方分権の時代にとって、まちづくりの1つの中心となっていく手法であるという認識を持っております。

都市計画法も変わりまして、地方分権にふさわしい、地方がみずからの意思によってまちづくりを進めていくということについては、これから十分推進をしていく、また行政も考えていく必要があるというふうに思っております。この制度を活用することによって、住民本位のまちづくりができるのではないかなという考えを持っております。

1つの例といたしまして、新家の駅の南地区計画、これにつきましては発端がパチンコ店の進出が予定されたということに基づきまして、住民の方、権利者の方が中心となって、自分らで新家駅前のまちづくりをしていこうというのが発端でございまして、それにはこういう制度があるということで、あれは平成2年でございましたかな、制定をしたということでございますので、今度の樽井三丁目、馬場二丁目、これにつきましては市街化の線引きの見直しと関連して地区計画を設定するというところでございますので、住民さんからの発意で検討した部分ではございませんが、十分に制度の趣旨を理解していただいて、今回の都市計画審議会の答申も経まして、制定をさせていただきたいというふうに思ってるところでございます。

それと、市全体を眺めますとどんどん変なまち

づくりになるという御意見でございますけども、これ以外に泉南市の場合、都市計画に関する基本的な方針というものを当然きちっと定めまして、地域を11の区域に分けて、まちづくりはどうあるべきかという指針も示しておりますので、これの今後の啓発を我々はやっていかなければならないわけでございますけども、その基本方針に基づきまして新しい泉南市のまちづくりを進めていくという考えを持っておりますので、極端に何か変なまちになってしまうと、ミニ開発が多くなるというようなことは懸念はいたしておらないところでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 今、ずっと10軒とか15軒とか開発がどんどん進んでいるのは、ミニ開発が進んでいくと思いませんと言うてるけど、どんどん今進んでるのが実態ですよ。そこには集会所もないし小公園もないし、道路はほとんど行きどまりとか、農道みたいなところに接続しるとか、ほとんど近代的な都市基盤じゃないですよ。都市基盤整備というんか、都市構造じゃないですよ。これはいわゆる大規模な開発になればいろんな規制を受けて、公園とか集会所とかいろんなことに対応しないといけないわけですが、一定の面積以下であれば、単なる建築基準法とか道路位置指定とかいう形でやるわけですから、それは道路かて貫通しないし、行きどまりになるしね。そこには当然自治会というんか、住民の自治的な施設もないわけでしょう。

それに対して、あなたが言うように、地方が中心となってできる手法がこの地区計画だと、こういう法が整備されたんであれば、もしこれが——もう現在僕はミニ開発乱立状態だと思いますよ、泉南至るところ行ったって。このことに手が打てる手法があるにもかかわらず打たずに、そんな一遍家が建ってしまったらどないもなりませんからね。

そういうことで、そういうようにみずからのまちはみずからでやっていく、法も整備されたというんであれば、もう少し今の現状、あなたのようにミニ開発はそんな多くなっていくように思いませんというんであれば、あなたは余りまちを歩

いてないんじゃないんですか。歩いていると思うけど、あなたの場合は。しかし、歩いたらよくわかりますよ。えっ、こんなところにまた5軒建った、10軒建った。そういうようなことにきちっとやっぱり行政が責任を持って都市計画をしていく、こういう手法があるわけですから、それをやはり早くやらないといけないんじゃないかと思うんですが、そういう点ではどうなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

小山君に申し上げます。できるだけ提出された議案の中でやっていただきたいと思います。

事業部長（山内 洋君） ミニ開発が悪いというような論法は、これはいけないと思います。民間の経済活動ですから、これによってまちが変なまちになってしまうという考えは、私は持っておりません。

役割の分担があると思うんですね。公共事業、これについては我々は当然役割を持っておるわけでございますから、ブロックごとに地区の計画をしていかなければならないというふうにして、公園をつくったり道路をつくったりするのは行政の役目でございますので、それはやっていかなければならないと思います。

ただ、ミニ開発を抑制すると、そういうような施策はとっておりませんので、それぞれの事業者が経済活動をしていって、できるだけ住みやすいような形の行政指導はしていかなければならないと思いますが、ミニ開発自身が悪いとは全然、まちづくりにとって支障になるとは思っておりません。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） ミニ開発そのものが即悪いということをとるとるんじゃないです。私が例に挙げたように、公園とか集会所とか、当然自治的なまちに必要な都市施設があるわけじゃないですか。ミニ開発となれば、それは法的にもそういうことはできない、今ままであればね。やはりこういう地域計画というような方針の中で一定の都市的な整合性を持たしたまちづくりを進めていくと。

ミニ開発というのは、要するに法の規制以外の開発ということですよ。だから、法がちゃんとできないわけでしょう。法といたって、建築基準

法とかそういう法には適応するかもわかりませんが、一定のコントロールをした、まちの工場のそばに住宅がないとか、住宅の一定のところには公園があるとか集会所があるとか、そういうことがやっぱりできない。それが1つや2つやったらいいけども、たくさんになってきたら、それは集約すれば何百になるわけでしょう。しかし、何百世帯にそういう都市基盤整備ができないわけですから、それはやっぱり1つの問題性ですよ。そういうことは十分考えられるわけですから、事業部長のそういう認識は私は大変問題だと。

議長（嶋本五男君） 条例に関係ありませんので簡単にしてください。

2番（小山広明君） そういう認識自身はやっぱり問題だと思いますよ、ミニ開発がもたらしてくる今後の問題性についてはね。消防の問題にしてもいろんな問題にしてもやっぱり懸念されることがあるんだから、まずそういうことは懸念をして都市計画なりまちづくりを進めるべきだと、僕はそのように思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） ただいま地区計画の条例提案が出されているわけですが、今の論議の中で前半部分を聞いておまして、ちょっと気になるんですが、1つは地権者のいわゆる建築に対する制限がある。この中身について少し詳しくお示しをいただきたいなと。

この制限があるにもかかわらず、出席者が53人中23人だと、2回説明された。この場合に、どういういわゆる私権制限があるのかと、建築制限があるのかと、こういう内容をよくお示しをした上で出席要請をされたのか。例えば、中身を文書で配るとか、ただ単に出席してくださいということなのか、それともこういうふうになります、こういう重要な私権制限にかかわる論議をするんですよと、こういうことで御案内をしたのか。

それと、なかなか私の場合は行政からいただいた文書を判読するのにかなり時間がかかるんです。もうあっちから辞書を引いてきたり、あるいは時には新しい法律なんか出てまいりますと、その法律の中身を取り寄せたりして、ほんとに理解するのに大変な苦労をするんですが、もう年も年です

から。そういう点で、どの程度この住民の皆さんに周知方を徹底されたのか。その辺の、ただ単に出席してくださいということなのか、それとも中身を熟知した上での出席要請だったのか、その辺はどうなんでしょうか。まず、その点からお聞きをしたい。

やっぱりこの数、気になるんですよ。2回も説明会をしたのに23人だと。ところが、中身を聞いておきますと、非常に私権制限にかかわる問題もあるということなんです。それで、私権制限がどの程度に及ぶのかですね。この点もお示しをいただきたい。もちろん自分の土地でありながら物が建てられないと、公益を害するものは建てられないと、こういうことはわかりました。ここに書かれている以外のものはあるのかどうか。

それと、もう1つ、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。条例では拘束力はありますね、条例は法律ですから。ところが、別途規則で定めるという規則は、これは要綱なんかと同じですから拘束力がない。行政指導なり協力要請をして、御理解をいただいて、その上で合意ができれば協力をいただく、こういうことになるわけですから、この規則はどうなってるのか。

昨日も教育委員会の関係の教育審議会の問題で、規則は別途定めるといって、持っておられるにもかかわらずお出しにならなかったということがあったんですが、この規則はできとるんですか。

議長（嶋本五男君） 市道都市計画課長。

事業部都市計画課長（市道登美雄君） それでは、御説明いたします。

まず、制限の内容でございますけれども、この区域につきましては、市街化区域への編入に伴いまして用途地域の準工業地域ということで設定しております。本来でしたら準工業地域の制限ですけれども、それに上積みという形になってまして、その内容を読み上げさせていただきます。

まず、床面積の合計が15平米を超える畜舎ということ、それからマージャン屋、パチンコ屋、射的場……（和気 豊君「条例の中に明記されているものはいいです」と呼ぶ）それと危険な工場というんですか、それですね。それだけが上積みの規制ということになってございます。

それと、あと壁面位置の制限ということで、これは沿道市街地ということを目指しておりますので、開放感がある良好な都市景観の形成を図る、及び歩行者空間の確保ということで、泉南岩出線沿い、これにつきましては1メートル以上の壁面の後退を行うと。

それから、もう1点、垣またはさくの制限ということで、これにつきましても同じく沿道市街地といたしまして、開放感がある良好な都市景観の形成を図るということを目的といたしまして、垣またはさくの構造は、生け垣またはフェンスとし、高さ60センチを超えるコンクリートブロック等の構造物を制限するというふうにいたしております。そして、説明会の中では当然にこれらについても説明いたしておるということで私は聞いております。

それから、もう1点、規則ということでございますけれども、この規則につきましては、施行日を決めると、その部分だけ決めようと思っております。ほかにつきましては定めるあれは今のところございません。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今、建築物の制限、いわゆる私権制限については4条と5条、この説明をいただいて、いわゆる上積み制限ですね。準工業地帯以上に制限する上積み制限についてお示しをいただきました。垣またはさくの制限についてはどの条項を見ればいいんでしょうか。いわゆる壁面後退は5条に載ってますね、壁面の位置の制限はね。垣またはさくはどこに。

ちょっと議長ね、34ページで5条まではよくわかるんです。ちゃんと今説明いただいたことは条例の中に明記されてるんですが、次、6条には建築物の敷地が区域の内外にわたる場合の措置と。準工業地帯を設けて、それからお隣が多分住宅地域になると思うんですが、それにまたがる場合の制限について次にあるんですが、それからはもう制限の緩和になってるんです。規制じゃないんです。だから、垣またはさくの構造の制限というのはどこにも私、今説明いただいてもよう見つけ出せないんですが、それはどういうふうに解釈した

らいいんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 市道都市計画課長。

事業部都市計画課長（市道登美雄君） お答えいたします。

確かに議員御指摘のとおり建築規制条例の中では、垣またはさくですか、これにつきましては制限はいたしておりません。しかし、地区計画の中に区域の整備開発及び保全に関する方針というところがございまして、それから地区整備計画という部分、その二本立てが主になっておるわけですが、それでも、その中で垣またはさくの構造の制限ということで決められております。

そして、今御指摘のとおり条例の方で規制をしておらないわけですから、確実に守られるという担保がないという御指摘かと思うわけですが、我々もこれにつきましては建築制限条例の中にうたい込めないかということで検討はいたしました。

しかしながら、条例化する内容につきましては、どういう内容を定めるかという部分がございまして、垣またはさくの場合でございましたら、条例化できる内容というのが、門または塀の構造をその高さ、形状または材料によって定めた制限と、非常に詳しく定めないといかんという部分がございまして、後のメンテといいましょうか、そういう面も考えますと、これは建築規制条例の中に入たい込むのは非常に困難であるという考えのもとで、規制条例の中に入たい込んでおりません。

しかしながら、地区計画の都市計画の中に、地区整備計画ですけれども、その中で垣またはさくの構造の制限ということであたい込んでおりますので、この都市計画決定をもちまして指導の根拠といたしまして、守られるように事務を進めるといことで考えておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 説明いただくときには、いわゆる法で、条例で規制する部分と、それから条例ではうたい込めなくて、規則によってのみ、いわゆる地区計画ですね、これによって指導によって規制すると、そういう中身とを区分けしてきっちり御説明いただかないと、二度同じことを

聞いていることになっておりますので、その辺はよろしくをお願いをしたい。

それから、先ほど確かに説明会は開いて、説明会では出席者には熟知をしたと、こういうことは先ほど聞きました。私が聞いたのは、こういう私権制限にわたる重要な内容なんですと、あなたの財産権にもわたる問題を論議するんですよという、そういう中身を含めた御案内を差し上げたかどうか、こういうことを聞いているんですよ。

でない、そんな重要な問題ではないと、忙しいから忙しさにまけて出席せんとこかと、普通、市がやるような説明会一般にとらえられたのではないかと、こういうふうなこともおもんばかりで聞いておるわけですから、その辺は答弁されたことをさらに突っ込んで聞いているわけですから、同じ答弁を繰り返さずをお願いしたいなというふうに思うんですよ。

議長（嶋本五男君） 市道都市計画課長。

事業部都市計画課長（市道登美雄君） 御説明いたします。

地区計画といいますのは、本来の形というのは住民側の発意によるものであるというのは、新駅の件でも十分御承知いただいているかと思えます。したがって、地区計画を行う際には、案の縦覧と、それから都市計画決定に際する縦覧と2回ということになってございまして、確かに説明会の中ではそういうふうな案内をしてるかどうかというのは、ちょっと私そこまでの確認はしておらないわけですが、しかしながら、法に定められております手続縦覧といいます案の縦覧、これを行っております。それと、都市計画決定に際しましても縦覧を行っております。ともに意見書の提出の機会があるということでございまして、どちらにいたしましても縦覧者ゼロ、意見書ゼロと、これは案の縦覧、都市計画決定の際の縦覧ともにでございます。ですから、私ども手続的には問題はないというふうに理解いたしております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 余り形式的な手続だけを問題にするのであれば、最初新駅するときには、

いわゆる住民のパチンコ店をこの区域には建ててほしくないという、そういう意思、発議に基づいて、いわゆる下からの積み上げによってこれが出されていった、こういうことで住民の意思の反映が十分なされた形での地区計画条例になっていると、こういうことを最初言われて、私もその経過をよく知っておりますので、これは国の建設省が出したそういう法に基づく計画であるけれども、これは本当に住民の意思を反映した、住民合意を前提にしたそういう手法だなと、こういうことでこれには非常に期待をかけてきたわけです。

今回の場合には、そういう私権制限に及ぶこの中身について、本当に住民の皆さんにそういう論議をするんですよと、そういう説明会なんですよと。これを1つはクリアして次の段階に進むんですよと、こういうことがやられてるかどうかというのは非常に重要なんですよ、これはね。ただ、通り一遍の説明会だと、こういうことでの理解ではだめな問題なんです。個人の私権にかかわる問題ですから、財産権に及ぶ問題ですからね。29条にかかわる問題、公共事業をやる場合は財産権についても一定制限を加えられることはありましても、その過程、手続においてはやっぱり民主的にその関係者、権利者に十分熟知をしていく。

今、あなたが担当されている砂川駅前開発の問題でも、そういうことでしょう。合意が得られなければUターンせざるを得ないと、見直しせざるを得ないと、こういうことになってるわけですよ。同じ担当課がやられる事業としては、やっぱりその辺は普通の説明会だったら、私権制限に及ばないような説明会であれば、そういう形で一般的な説明会、いつ幾日やりますから来てくださいと、こういう御案内でいいんでしょうけれども、そうじゃないでしょう、今回の場合は、中身から十分に熟知させて説明会に出席をいただく、こういうことがやられないとね。だからこそ23名という、自分の個人の財産権にかかわる問題でありながら出席が半数に及ばなかった、こういうことになるんじゃないですか。

私の場合だったらそうですよ。自分の財産権に及ぶような問題だったら、万障繰り合わせてどんなことがあっても行きますよ。来れない場合には

市にも足を運んで、その中身について聞きますよ。1メートルも自分の土地が後退せざるを得ない、こういうことになってきますと、間口の広い土地やったらえらいことになってきます。そういう案内をしたのかどうかということを聞いてるわけです。一遍それはちゃんと担当した人に聞いてくださいよ。これは山内さん、知らんのか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 説明する手法の問題だと思うんですが、一々個々に当たってこういう内容で地区計画を決定いたします、また線引きの見直しをいたします、そういう部分はやっておられないわけでごさいます、当然我々も出席して、またいろんな御相談もあるということで、関連部署の職員も出席していただいて説明会を開催いたしました。

その中で、先ほど課長も申しましたように、いろんな意見が出ました。だけど、地区計画、また線引きそのものに反対と、そういうような御意見はございませんでした。また、案の縦覧、また計画に当たっての都市計画法に基づく供覧と申しますか、そこらもやったわけでごさいますけれども、意見がなかったということは御納得いただいたというふうに解釈をいたしておるところでごさいます。

議長（嶋本五男君） 和気君。まとめてください。

13番（和気 豊君） ちょっと平行線になっておりますのでまとめたいと思いますが、私は、手法の問題だと言われるあなたの意見に非常に疑問を感じます。これは民主主義にかかわる原点の問題ですよ。中身を十分熟知させて出席要請をする、当たり前なことじゃないですか。説明会については、瑕疵ないようにこの関係の職員が出席をして十分納得をいただいた。当たり前じゃないですか、こんなことは。出席を要請するときにはどれだけ合意形成を図るための中身の熟知をしたのか、こういうことを聞いてるわけで、それについてはなかなかお答えいただけない。今もちょっとそのときの担当課に聞いたらわかることなのに聞こうともしない。まあ、やってないと、こういうふうにし理解できませんね。私はそういうふうに判断しますよ。そして、これに対する意思表示をいたし

ますよ。それでいいんですね。

ないならないと。十分にこういう私権制限、財産権に及ぶ問題を論議するんだと、その説明会なんですよ、それを経て次の段階にクリアするんですよと。都市計画審議会にかけ、そしてその次には市で条例をつくって、あなたの権利が制限される、そういう説明会なんですよと、こういうことをやっぱり十分に事前にやっとなあかん。やってないんですね。どうですか。それだけ一言答えてください。もうイエスかノーかだけ。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 御案内申し上げるときに内容まで篤と説明して、賛成かどうかという判断をいただいて出席いただくということは、これはもう説明会をする必要はないわけでごさいますので、こういうことを、例えば市街化に編入しますよ、また地区計画についての御説明をいたしますよ、そういう内容でもって御案内申し上げたわけでごさいます。

また、特に地権者の方で行かれなかったと、そういうようなお話がございましたら、うちの方から職員が出向いて説明した例もございます。地域の地権者については、十分御納得いただいたというふうに解釈をいたしております。

議長（嶋本五男君） ほかに。———松原君。

8番（松原義樹君） まず、その場所ですが、私が思ってる場所と違ったらあれなんです、旧26号線から上へ上がって、馬場の交差点の手前、あそこら辺の大阪側と考えてよろしいですか。まず、それだけ確認します。

議長（嶋本五男君） 市道都市計画課長。

事業部都市計画課長（市道登英雄君） ただいま議員御指摘のその場所でごさいます。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、その場所には私、日々よく通りますからわかってるんですが、これは過去のといおうか、どの時点でこの問題が、条例は今出てるんですが、その前に例えば都市計画でここはこういうふうにするとかいうような何かをしておったのか、それともしてなかったら、きょう現在建ってるものについてはどういう形をとったのかなと。

あそこの信号のところにはマンションがありませんね。1メーターも後退しないでそこには壁がもう入ってます。それから、もう1つ下へ下がったところには、いつの日か火事がありました。4軒ほどのアパートがもう建ってます。そういうふうに住ったものに対してとか何かについては、きょうこれからどこまでこの条例を適用していくのか、それともこういうものを後からつくって、その方々にどういうふう指導していくといおうか、後からの人はみんな1メーター自分の土地を提供するわけですね、考え方としては。そこら辺についてはどうなんでしょう。一回そこを教えといてください。

議長（嶋本五男君） 市道都市計画課長。

事業部都市計画課長（市道登美雄君） お答えいたします。

既存に建っておりますマンションなりアパートといいたいまいしょうか、集合住宅でございますけれども、これらにつきましては、本条例の7条、ここに既存の建築物に対する制限の緩和ということで、それらについては既存不適格という形にはなりませんけれども、そのまま結構かと思えます。ただ、建てかえといいたいまいしょうか、その段階にはこの条例に従っていただくという形になります。

以上でございます。

〔松原義樹君「1メートル後退だけ」と呼ぶ〕
事業部都市計画課長（市道登美雄君） 1メーター後退していただくというだけで、提供していただく必要はございません。下がっていただくだけです。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———上野君。

15番（上野健二君） ちょっと一言。きのうから議会が進んで、すごくすばらしい話を聞かしていただいていますけれども、私どもは実は文教消防常任委員会の者でございますけれども、文教消防のときは資料を出せとか、いやあれを出せとか、いろいろ催促して出してくださったんです。それにはひとつも私、市長を初め皆さん理事者はほんとに大変賢明にやってくださってますので、それは評価してます。

ただし、質問の中には、何かちょっと物足らん

ような言葉を吐く人もありましたんで、私はここで言わしていただきたいんですけども、特に初めから民生の常任委員会、それに今やってるような産業建設常任委員会のそのときの資料、きのう文教でこういうふうに出してはいますが、こういうものをやっぱりある程度本会議にある意味では出してほしいと思うんですよ。文教だけを出さして、あとの委員会には出ささんと、みんなが一緒に同じようにこの議事録を通して議論やってる。我々は文教だけしか知らない、今現在ではね。

議長（嶋本五男君） 上野君に申し上げますけれども、一体どの議案の話なされてるのですか。

15番（上野健二君） これから出てくる、きょうは朝から民生のやつが出てくる、その次は今現在やってる産業建設が出てくる。それに対しての補足した、その委員会に提出したと思うんですよ、産業建設にしても。その部分をここに出してほしいんですわ。

議長（嶋本五男君） あなたの言っているのは、条例の規則等があれば、それを提出してくれと、こういうことですね。

15番（上野健二君） そうです。

議長（嶋本五男君） もちろん規則があれば出してもらうにはしますし、その議案によって審議ができる場合は、そのままやってもらいますと、そういうことでございます。

15番（上野健二君） 私は、何も理事者の方に文句は1つも言うてません。賢明な方ばかりから、先ほども言ってるように。勉強した上に勉強された方ばかりから、何も文句は言っておりません。ただし、きょうの産建のやつを聞かしてもらっておると、地図が出てないとか、いや何やとか、そういういろいろな問題が今出てるでしょう。それを僕は言ってるんですよ。

だから、議会のときには、文教だけじゃなく、民生を初め今やってる産業建設、またほかのもるもるの所轄の部門を出してほしいんですわ。産業建設のことをここから先も勉強してないし、それじゃなくても勉強が足らんで、わかりません。どんな話ししてるのかわかりません。

議長（嶋本五男君） それは、各会派でそれぞれの委員会に所属いたしておりますので、そこに出

ました資料につきましては、その会派の方に聞いていただき、なお必要な場合には本会議で、昨日和気議員が申されましたとおり、規則があれば出していただきたいと、このような資料請求をしていただきたいと思います。

ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——和気君。

13番(和気 豊君) 議案第4号、泉南都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、用途地域の設定にかかわって、さらにこの用途地域を上回る制限を加える。このことによって、この地域にマージャン屋、パチンコ屋、射的場等の遊技施設を排除していく、こういう提案そのものについては何ら異論を差し挟む余地はないものだと思います。

しかし、この決定は同時にもる刃の剣で、片方では個人の権利、地権を制限するものになっています。そういう点で、この決定に至る経過を先ほどからる質問してまいりました。意見も吐いてまいりましたが、結果は案内を請う段階で、私的制限にわたるものを論議する重要な説明会であると、こういう位置づけのもとに説明会への招聘をお願いした、こういうことにはなっていない。いわゆる民主主義の原点である住民の合意、せっかくこの法が数少ない建設省の関係法令に基づくものであるにもかかわらず、非常に住民合意、積み上げを大切にしている。こういうことからこの説明会のあり方は非常に問題がある、こういうふうに思います。

この条例を制定するに至る経過に問題あり、こういう立場から反対をするものであります。

議長(嶋本五男君) ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(嶋本五男君) 起立多数であります。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決

しました。

次に、日程第4、議案第5号 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

議長(嶋本五男君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役(蜷川善夫君) ただいま上程されました議案第5号、泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書37ページをお願いいたします。提案理由でございますが、建築基準法施行令の一部を改正する政令が平成12年6月1日に施行されたことに伴い、泉南市火災予防条例において引用しております建築基準法施行令上の用語の定義等が変更されたことを受けて規定の整備を行うべく所要の改正を行い、あわせて、その他の規定中、火災予防条例準則に準拠していない部分につきまして所要の改正を行う必要から、泉南市火災予防条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

39ページをお願いいたします。主な改正内容でございますが、建築基準法施行令上の防火設備に関しまして、「甲種防火戸又は乙種防火戸」を「防火戸」に、防火戸以外の防火設備をも含めて「防火戸」を「防火設備」に、その作動方法につきまして、「閉鎖」を「閉鎖又は作動」に、構造に関しまして、耐火構造もしくは防火構造の規定の整備を、材料に関しまして、「不燃材料又は準不燃材料」を「準不燃材料」に、「不燃材料、準不燃材料又は難燃材料」を「難燃材料」という改正内容でございます。

また、その他の規定につきましての改正は、火災予防条例準則に準拠していない部分につきまして所要の改正を行うものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行いたしたいと考えてございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜り

ますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第6号 民事調停の成立についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第6号、民事調停の成立について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、泉南市営前畑住宅3号棟406号室の入居者であった切山忠幸氏が空き室であった同前畑住宅7号棟107号室に無断で転居したことが判明し、再三の退去の申し入れにもかかわらず不法占有を継続したことから、その退去請求に係る調停の申し立てについて、去る平成11年12月本議会にお諮りし、議会の御承認をいただき、平成12年4月14日に佐野簡易裁判所に対し、前畑7号棟107号室からの退去を求めて、建物明渡等請求調停申立事件として調停申し立てを行い、平成12年8月7日の3回目の調停において当事者間で合意が成立いたしましたので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めます。

この経緯及び調停成立の方針の概要につきましては、議案書43ページから47ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、どうぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第7号 平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第7号、平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

平成12年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

補正の内容でございますが、議案書の49ページをお開き願います。歳入歳出にそれぞれ1億7,669万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ212億6,219万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。恐れ入りますが、60ページをお願いいたします。

一般管理費の工事請負費4,750万円でございますが、これは慢性的な会議室不足と事務室の狭隘の解消を図るため、別館1階、現在の駐車場でございますが、ここに事務室を増築する経費を補正するものでございます。

次に、62ページの保育所費の備品購入費1,771万2,000円でございますが、これは少子化対策といたしまして、少子化対策基金を活用し、各保育所に大型遊具等の整備を行う経費を補正するものでございます。

次に、同ページのし尿処理費の工事請負費2,300万円でございますが、これは双子川浄苑の地下薬品注入設備の老朽化が著しく、早急に設備の更新を図る必要が生じたため、その経費を補正するものでございます。

次に、同ページの下段から63ページの上段にかけての溜池改修事業費の工事請負費662万1,000円でございますが、これは農業用水に供しております皿池深井戸が損傷し、早急に改修する必要が生じたため、その経費を補正するものでございます。

次に、64ページの住宅管理費の需用費1,420万円でございますが、これは空き家募集に伴います内装修繕など市営住宅の維持管理経費が当初見込みよりふえたため補正するものでございます。

次に、65ページの消防施設整備事業費の工事請負費1,000万円でございますが、これは樽井分団車庫新築工事費におきまして、当初計画より延べ床面積及び附帯工事が増加したことにより工事費に不足が生じますので、その経費を補正するものでございます。

次に、同ページ下段から66ページ上段にかけての公民館費の備品購入費の237万5,000円でございますが、これは少子化対策の一環といたしまして、少子化対策基金を活用し、各公民館にベビーチェア等を設置する経費を補正するものでございます。

次に、67ページの公債費管理基金費の積立金1,040万1,000円でございますが、これは岡中新池財産区会計よりため池売却代金の一部を一般会計に繰り入れ、その同額を基金に積み立てるものでございます。

なお、地方債の変更につきましては55ページに、また歳入の明細につきましては57ページから59ページにかけて記載しているとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

でございます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑の場合に、款、項、目、ページ数を挙げて質問してください。———成田君。

14番（成田政彦君） 60ページの総務費、一般管理費の工事請負費4,750万ですけど、これを少しお伺いしたいんですけど、下水道庁舎があの今の事業部庁舎に移ることなんですけど、あそこに1つの事務室をつくるというんですけど、1つお伺いしたいんですけど、4,750万も使ってこういう事務室をつくるんですけど、どのような理由で手狭になったのか、そして緊急的にそれが必要なのか。今の下水道庁舎で、あれは我慢できないということなんですけど、どのような理由で我慢できないのか。会議室という点は言われたんですけど、緊急にどうしても4,750万を使って職員の事務室をつくる必要があるのか、その点をもう少し詳しくお伺いしたい。会議室はあいびあにもたくさんあるから、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、もう1つ、市庁舎が手狭、豪華な市庁舎をつくるのか、そういう問題は別として、この市庁舎については古くから今教育委員会があるところを増設したり、それから今日議会棟があるところの横を増設したり、それからまた事業部を増設したりということ、タケノコのごとくあちこちあちこちやっとなんですけど、計画的に将来的に見てむだな投資、投資の仕方が非常に計画的でない。

今日また、今度はどこに建てるか知らないけど、ひょっとしたらこの駐車場を壊して建てなあかんとか出てくるということも考えられますので、お金がないんですから、そら建物はできないんですけど、少なくとも庁舎も含めて20年計画ぐらいで、やっぱりどこどこを、例えば議会棟を改修するとか、どこどこを改修するとか、そういう計画的なことをやっぱり今するべきではないかと思うんです。何か場当たりの、あっちついたりこっちついたりということで、金のむだ遣いではないかと私は思うんですが、まずその点について、

計画的に物事を取り組んでおられるのか、緊急にどうしても必要なのか、その点について伺います。
議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。
総務部総務課長（馬野史朗君） 別館の増改築工事につきまして説明申し上げます。

本庁舎につきましては、昭和40年に建築をしまして、現在までに2回の増改築及び平成5年に現在の別館の建設を行いました。そして、効率のかつ機能的な活用に努めてきたところでございます。その間、社会経済情勢の変化に伴う市民の行政ニーズの複雑多様化、高度化が進みまして、現在の庁舎スペースでは狭隘なため、市民サービスや効率的な事務処理に支障を来している現状であります。

このような現状を考えますと、庁舎の総合的な建てかえ計画等を一定の計画をもって進めていく必要があると認識しているところでございます。現在、当市の財政事情は非常に厳しい状況ではありますが、このような現状及び今後の機構改革等を踏まえ、別館1階部分、現在来客用駐車場にしているところでございますが、その増改築計画を進めているところでございまして、この増改築計画が一応完了いたしましたので、今議会に補正予算としてお願いしているところでございます。

内容につきましては、建築面積849.26平米、約257坪でございまして、内訳につきましては事務室が263.08平米、会議室が2室、休憩室、喫煙コーナー、これは1階、2階両方ともでございまして、それと男子、女子、身障者用のトイレ、湯沸かし室、書庫等の計画となっております。

補正予算御承認後、早期に増改築工事を行いまして、市民サービスの向上、効率的な事務処理ができるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。（成田政彦君「下水道部はどこへ移るの」と呼ぶ）まだその部屋割りとかというのは、これからまた人事部局と機構改革も踏まえまして相談をしていきたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） ちょっと聞きたいんですけど、僕が聞いたのは下水道部が下へ移ると聞いとるんですけど、それで今水道庁舎の下に下水道部が

あるんですけど、あれがどのように手狭になったのか、そこをちょっとね。今十分に下水道部で使えないのか、今いろいろお金、建築に4,750万というお金は、非常に市の財政支出から見たら――要するに順位だと僕は思うんや。要するに職員の皆さんの手狭だからあそこに部屋をつくるのか、それとも給食センターをやるのか、僕はこれは順位によって決まると思うんですけど、その必要性についてもう一遍、下水道部だったら僕はまだあれいけるんじゃないかと、我慢できるんじゃないかと私は思うんですけど、その点どうなのかなあと僕は思うんです。

会議室にしてもあいびあの会議室がありますから、職員の皆さんにとっては申しわけないけど、やりくりはできるんじゃないかと。それよりも抜本的に、金がないんですけど、計画的に庁舎をどういうふうに改修するという計画を立てた方がまだいいんじゃないかと思うんですけど、その我慢の限界というものが、もう一度伺い――事業部の下はどこが入るのか、下水道部と僕は聞いたんですけど、その点もう一度ちょっと伺ひしたいんですけど。それは何か移るからつくったのと違うの。
議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 今現在、新たに介護保険課とか、そういう新設の課等がふえまして、また今会議室を1つ、別館の会議室ですけども、それを1つ壊して総合事務局の部屋にしてると。そういうふうな、本庁にしたって手狭になってきておるといふことの現状から今回増改築に踏み切ったということとございまして、まだ人事部局の方といろいろその辺の相談をしながら、どこの部局が入るのか、これから早急に相談していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） それだったら、議会に説明するにはちょっとそれでは、ただ庁舎が手狭だから4,750万かけて事業部の下を事務室にしたいという、それではちょっと説明が不十分じゃありませんか。下水のやつはそのまま使うと、部屋が狭いからあれも使うし、今度の増改築のも使うというふうなのか、それもわからないし、ちょっ

とその説明ではね。

確かに40年建築の市庁舎では非常に職員もふえて狭いと、それは私はよく理解できることなんですけど、しかし今度事業部の下にできる増築される事務の部屋については、どこの課が具体的に使うのかというのを具体的に、馬野さん、下水道部とはここで答弁しないからね、どこが使うとも言わないし、職員の適正配置というのもあるんですよ。下水道部には何人の職員がいるのか、事業部には何人の職員がいるのかとか、いろんな適正配置も僕はあると思うんですわ。そういう点もちょっと何かよくわからん。ただ増築するんやというふうに聞くんですけど、具体的にどうなってるんですか、全体としての配置というのは、ないままに事務室の増築をするんですか。その点はどうか。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 先ほども申しましたけども、非常に手狭になっておるということで、1つは総合事務局があのような状態になっておりまして、それからもう1つは機構改革の関係もございまして、今ここでどこの部局が入るということはちょっとまだそこまで決まっておられませんので、それは早急に決めていきたいというふうに考えております。

それと、もう1つは、この庁舎の増改築工事を含めまして、下水ですね。この信達樽井線に下水本管が通っておりまして、既に庁舎側の方に取り込み口を設置してございますので、汚水のつなぎ込みもこの中で行います。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 下水の取り込みは僕は聞いてないんだけど、事業部の下にどこの課が行くかということは、人の適正な配置とかいろんな問題があるんですわ。この職員の建物は確かに古いし、会議室も少ないということだから、どういふふうに適正に配置されるかということは、下水が来るなら下水の後がまたあくんですから、その点は後どうするんだとか、そういう全般を総合的に考えた上でこういう計画をやりますというなら僕は納得できるんだけど、何か場当たりの、この

間の駐車場の問題もそう、場当たりの、あいとったら行く、あいとったら行くと、そういうんだったらお金が非常にむだに使われるんじゃないかと私は思うんですけど、これは庁舎の基本的な問題なんですけどね。

その点、もう一度伺うんですけど、まだあそこへ行くのは決まってないと、ただ事務室だけつくるんだと、今後つくった後考えるんだと、こういう考えで今あるのかね。その辺どうですか。僕は下水庁舎は使えると思いますよ、まだ下水道部はあれて十分、見た感じは使えると思います。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 基本的には今後の将来的展望に立った形での計画的な建設というのが基本になるわけでございますけれども、現在の本庁の各部署での事務の執行状況等については、たびたびこの議会でもいろいろと御指摘を受けてきてるところでございます。

そういう中で、特に現状で申しますと、先ほど課長が答弁いたしましたように、介護保険の関係での課の新設等でございます。そういう中で現状を見ますと、個人の特にプライバシーにかかわる相談事とか、そういうことについても1つの個室等できないというふうな課題も抱えてきてございます。

また、現実に今議会の方にも御理解願っておるんでございますけども、第2委員会室ですね。ここにつきましても一応、短期間でございますけれども、事務を執行するだけのスペースがないと。国調が現在委員会室にお世話になっておるんでございますけども、そういうふうに各所におきまして事務の執行にいろいろと支障を来すという近々の課題を抱えているわけでございます。

そういう中で、現在一応今の限られた予算の中でできるスペースとなりますと、事業部の下というところが限られた予算の中ででき得るスペースであるということの中で、今回予定させていただいたという経過がございます。

そういう中で、議員御指摘のように下水道部も1つの対象にはなっておりますけども、この最終的な詰めと申しますのは、議員のいろいろと御指摘もございまして、全体の本庁の中での事務執

行状況を見た中で、最終的に人事と詰めてまいりたいと思っているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 成田君。まとめてください。

14番（成田政彦君） 僕は、豪華な庁舎をつくれとか、それからそういうものをつくれ、そういうことは決して言ってない。築30年たって、1階のこっちはクーラーが全然きかないような状態だし、そういう意味で、お金をかけないでも、改修計画についてはやはり抜本的な、計画的なそういう改修が必要ではないかと私は思います。

それと、もう1つは、教育とか、そういう順位の問題とか、いろんな問題があるんですけど、そういう点で市長はこの庁舎の問題とか、市長が助役になってからでもあそこを増築しとるし、いろんな面で不手際な点があるんですけど、これは計画的という点についてはどういうふうにお考えですか、庁舎の問題。別に抜本的にきれいな、そういう意味じゃないでっせ。こういう手狭なことを、いつもあっちへ行ったりこっちへ行ったり、タケノコのごとくつくことはどうかと思うんですけど、どうですか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 庁舎の全体的な計画につきましては、庁舎検討委員会も組織としてはございますが、実際はなかなかそれは今の時点では現実的でないと。かなり長期的なスパンで考えるべきだというふうに思っております。

それから、別館をつくったときにピロティーにしておりますが、将来何かあれば1階は使えるようにという形の1つの考えのもとに建てておりますし、それから今回増築する部分につきましては、昨年度既に我々は増築をしたいということで設計費を議決いただいて、設計をいたしたところでございます。工事は今年度という形でやっておりますので、昨年度から計画的に進めてきたものでございます。

なお、どこを入れるかというのは、これは組織機構の見直しともかわりますので、今すぐにはどこというのは答えにくいわけでございますが、いずれにいたしましても非常に狭小でございますし、いろんな市民が御相談、あるいは市役所に来

られた場合、手狭な感じを受けておられるということもございまして、またこれを機会にいろいろ御提案もいただいております禁煙の問題も含めて、ある程度そういうスペースも確保していきたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） ほかに。———真砂君。

12番（真砂 満君） 3項目についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、62ページのし尿処理費の関係の工事請負費でございます。これは約2年前だったというふうに思うんですけども、補助金との関係とかありましたので、大規模の改修をされております。そのときにこの種の改修、修理ができなかったのかどうかですね。そのときには問題がなかったのか。本来そういう大規模のときに一斉にするのが本当ではないのかなという気がしますので、その点についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

それと、65ページの消防施設整備事業費の工事請負費の関係であります。この1,000万円についての御説明をいただきたいというふうに思います。

それと、各部署にまたがっておりますので、アルバイト賃金との関係でございます。議会、老人福祉、商工総務、青少年センター、それぞれにアルバイト賃金が計上されております。新たに事業展開をされることで賃金が計上されていることだろうというふうに思われますので、その中身について御説明をいただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 真砂議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、双子川浄苑におきましては、平成9年、10年の2カ年事業で大規模改修を行ってございます。そのときにこの地下タンクの発注もなぜできなかったのかというお尋ねでございますが、双子川浄苑につきましては、きょう現在既に20年を経過しており、すべての設備において相当老朽化が認められておったわけでございますが、9年、10年度の工事につきましては、財政的な問題等勘案いたしまして、私どもとしまして改修の優先順位をつけ、大規模工事につつま

しては水処理工程の整備を完璧にしたいという考え方で行ったわけでございます。

その後の私どもの調査で、薬注タンクにも老朽化が進行しておるのがわかっておったわけでございますが、今年8月にタンクの一部に穴があき、緊急性が急浮上してまいったところでございますので、よろしく願い申し上げます。

商工のアルバイト賃金、これにつきましては実は昨年5月末、6月から商工課職員1名が病気休暇になってございまして、現在課長を含め商工課3名で事務の執行を行っておるわけでございますが、今般事務の増大等によりまして、10月から来年3月までのアルバイトで対応していきたいと、このように考え、計上させていただいたところでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 真砂議員御質問の65ページの消防施設整備事業費の工事請負費1,000万円の補正につきまして御説明申し上げます。

これにつきましては、当初予算で5,000万円の可決をいただいておりますけれども、消防分団員とかいうことで、計画図書に基づく詳細を再度協議いたしました結果、1,000万円の増額が必要となったものでございまして、その内容といたしましては、団員の健康管理並びに衛生面を考慮し、1階にシャワーユニットを設置することでございます。次に、2階会議室に男女のトイレ、手洗い設置、それから3番目といたしまして、現敷地前の前面道路が狭隘のため、幅員の確保に伴い、屋外附帯工事の必要が生じたためでございます。それと、4番目といたしまして、サイレン棟のホースリフター設置、それから5番目といたしまして、防火水槽が当初の計画の100トンから140トン規模になったことでございます。それと、6番目といたしまして、隣接の民家と近接しているために山どめ工事を実施すると。

以上のような関係から1,000万円の補正が必要となったものでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 真砂議員御質問の

青少年センター費のアルバイト賃金について御答弁申し上げます。

当センターの庶務全般を担当する事務職員が長期病気休暇により現在休職中でございます。その休職期間中の事務補助をアルバイトで対応するため、必要となるアルバイト賃金を補正予算として計上いたしているものでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 老人福祉費の賃金について御説明申し上げます。

これは、実はことしの春、少子化対策の臨時特例交付金の分の会計検査が5月に入りました。そのときに事務的に人数的に少なかったということでアルバイトを雇用しておりますので、その賃金を今回補正させていただいたこととございますので、御理解のほどお願いします。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） まず、アルバイト賃金の方から話させていただきませうけれども、病休の補助が2カ所ですよ。それとあと、今会検の関係の後処理の関係。

ただ、1点思ったのは、長期病休ですから、どれだけの診断書が出て、どれだけの期間休まれるかというのはどうかというふうに思うんですけれども、一定補正ですから、本来的には補正でアルバイト賃金が出てきますと、何か新たな事業なり新たな展開の中でどうしても職員が足りないということで、補助的にアルバイトを雇うというのが通例だというふうに思いますので、手法的にはそういうような手法でアルバイト賃金を組んでいただきたいというふうに思いますし、ただ単に事務の増大というふうなお話もありますけれども、確かにその原課、原課では非常に少ない職員数の中でそれぞれが努力をされている部署も見受けられます。しかし、全体的に見回しますと、そうでない部署もないこともないわけですから、その辺は単にアルバイトを雇うということの手法に走るのではなくて、職員間の努力といえますか、そういったことも求めておきたいというふうに思います。

それと、し尿処理の工事の請負関係でございま

すけれども、平成9年、10年というのは補助の関係で非常に有利な条件の中で駆け込み的にされたわけですね。そういった面で、その当時に地下タンクの関係も指摘をされていたというお話でございましたから、優先順位は確かに限られた予算の中ですからあろうかというふうに思います。ただ、一定それが終わって、優先順位をつけているわけですから、その後の分についてもやはり計画的に補修をしなければいけないわけですから、こういったものも当初の中で出すべきだろうというふうに思います。

ただ、この場所が場所ですので、一刻を争う非常に危険な場所だということで、それは補修しなければいけないというのは当然なことなんですけれども、そこらはやっぱり施設が古くなってますので、全般的に見渡してやっていただかなければいけないというふうに思いますし、ただ今回この地下タンクだけなのか、ほかにもっと危険な場所はないのかどうか、あればこの際本来修理しとくべきじゃないのかなという気がします。

ただ、私、施設は余り詳しくないので、よくわかりませんので、ほかにもっとも危険な、ここさえ修理すればほかは大丈夫なんだというんであればそれでいいんですけども、安心のためにお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、消防の関係なんですけど、今6点ほどですか、言われております。これはきちっとやっぱり設計の段階でやとくべきなんですよね。こういうような形で補正を出すというのはおかしいですし、よくうちの役所の場合あるんですけども、消防なり教育委員会でいろんな施設を建てますよね。そのときに事業部の関係の方に設計のお願いをするわけですよ。そのときにその原課と事業部がきちっとすり合わせというんですか、その辺がきちっとされてなかったら、やっぱりこんな問題が起こってくると思うんですよ。そこら事業部関係と、今回は消防ですけども、消防署との関係はどういうふうになっているのか。

以前に教育施設をつくるときに、教育委員会、お互いにいろんなことを言うてるんですけどね。事業部は事業部で教育委員会の文句を言うてるし、教育委員会は教育委員会で事業部の文句を言うて

るわけなんで、その辺もう少し、同じ市役所の中でいる仲間同士なんですから、そこらきちっとできないものか、その辺どうなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 真砂議員の再度の御質問でございますが、まず先ほどの大規模改修のときには、処理水の安定確保がまず第1だという観点から水処理の大規模改修を行ってございます。

今回の地下薬注タンクにつきましては、議員御指摘のとおり、職員の安全に影響するというような重大な事故も想定されますので、これがまず第一に改修したいと。

ただ、優先順位の関係でございますが、私ども現在把握しておりますのは、焼却炉についてもかなり老朽化しておると。ただ、その物件につきましては、職員等の人災事故等の問題はないだろうという判断から後回しにさせていただいておるのが実情でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、泉南市、いろんな公共事業、建設事業、土木事業も含めましてやるわけでございますけども、システムといたしますと、例えば来年こういう事業を各所管の原課でやりたいというような場合は、当然予算編成に当たって、財政当局と協議をしなければなりません。その時点で事業部に協議がございます。概算でどのぐらいの費用がかかるかという部分を積算、お互いに協議をしてやるわけでございますけども、それによって確定する部分もございまして、実際工事をやるに当たって、事業を拡大しなければならないというような部分もございまして。

今回の消防分団の車庫の新築工事の例をとってみますと、中には当初からこれはやっぱり必要で、予算の概算の中に入れとくべきであったのではないかとこの部分もございまして。それと、実際工事に、当然これは樽井区の分団と十分協議してやられるわけでございますので、その協議の以後、協議の中でこれをやるといた方がやはり将来的にもよいというような部分もございまして。

そこらの関係も含めまして、1,000万の必要

性が出てきたということでございますが、規模の問題につきましては、やはりきちっと担当の原課が、当初どのような規模で事業を展開するのかという部分をお聞かせいただいて、当然不測の事態も起こるわけでございますけども、余り大きな補正を組まなければならないとか、また減額補正が必要となるというような大ざっぱな予算のとり方をしないと、そこらについては十分協議していかなければならないというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） し尿の関係ですけど、焼却部門がやはり問題だということでございます。ただ、嫌悪施設ですので、その焼却部門の故障によって地域住民に迷惑のかからないようにぜひともしていただきたいのと、計画的に補修計画を出していただきたいというふうに思います。

それと、消防の関係なんでしょうけども、決して消防だけじゃなくて、事業部だけが悪いとか、そういうことでないと思うんですけども、この間ずっといろいろお話を聞いてますと、例えば消防の部署は設計とか余りわからないから事業部にお任せする、教育委員会なんかもそうなんでしょうけども、任せたら任せっきりで、事業の内容、例えば消防やったら消防に聞いても、もうひとつわかってないような部分というのがあるんですね。教育委員会の場合もそうでしたけども。ただ単に、自分とこの事業なんですから、それぞれが事業部とともに一緒に責任を持ってやっていただかないと、任せたら任せっきりで向こうへ行って聞いてやとかというようなことのないようにぜひともしていただきたいし、今事業部長が答弁いただいてますように、中身についてはもっときちっと精査をしながら事業を進めていただきたいというふうに思いますので、意見にかえときます。

議長（嶋本五男君） 質疑の途中でございますけれども、午後1時まで休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時4分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7号議案について質疑を続行いたします。

その前に、先ほど真砂議員の質疑の中、理事者の方から答弁について訂正したい旨申し出がありますので、これを許可いたします。谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 午前中の真砂議員の老人福祉費の賃金の御質問に対する答弁で、少子化対策臨時特例交付金の会計検査と答弁させていただきましたが、実は地域振興券の交付事業の会計検査でしたので、おわびし、訂正させていただきます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 質疑はありませんか。——
——小山君。

2番（小山広明君） それでは、質問をしてみたいと思いますが、62ページの溜池改修事業費の御説明で、損傷のためという御説明があったんですが、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

それから、64ページの住宅管理費1,420万円について、詳しく御説明いただきたいと思います。

それと、公民館にベビーチェアを設置することとありますが、このことが少子化対策とどのように結びつくのか。何か使うものがないから何でも子供に関係するものだったら予算を使っておると感じるんですが、この辺のなぜベビーチェアをそういう予算を原資にして設置するのかという説明をいただきたいと思います。

それから、図書購入費の35万とか器具購入費の45万がありますが、これの中身についてもう少し御説明いただきたいと思います。同じ66ページですね。

それから、体育館の45万円についても、どういう器具購入なのか御説明をいただきたいと思います。

それと、先ほど質問された方とは重複、同じ関心はあったんですが、質疑されましたからあれですが、別館下の事務所づくりですね。これは議運ではきちっと下水道部の事務所をこちらに移転するためという説明が明確にあって、私メモしとったんですが、その後まだ決めてないというのを正式に表現されたのは、何かその間に変化があって

そういう答弁になつとるのかどうか、そこはちょっと御説明いただきたい。

こういうものは補正予算で緊急に上げるというよりも、狭隘であるということは一般的にずっと言われとるわけですから、当初予算に上げれずにここで上げたという意味合いを御説明いただきたいし、もっと役所の方で庁舎の改修等はいろいろあると思うんですが、これはずっと議会でも議論してきとるんですが、私もきのう傍聴席へ座りましたら、1列目に座れば何とか私の席は見えるんですけども、3列あるんですが、市長も座ったことないと思うんですけども、後ろの3列目へ座ると議会が全く見えない。議長の顔が辛うじて見えるという程度なんですよ。

これは、市民の傍聴する権利からいっても、至ってやっぱり問題があって、これは緊急性を要すると思うので、もう少し全体的な、何が緊急性があるかということをもっと市民の立場に立って精査する必要があるんじゃないかなと思いますので、ちょっと今回の庁舎のこういう改修に絡めて、ひとつ庁舎全体の一体何が緊急なのかというその視点みたいなところを御説明いただきたいと思います。

それから、ちょっと戻ってごめんなさい。61ページの老人集会場の問題ですが、砂川地域の問題で場所を変えるということでの調査費が上がつとるんですが、これは場所を変えればそれで即老人集会場が建設されるという理解でいいのかわか、その辺を御説明いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、62ページの溜池改修事業費の御説明をさせていただきたいと思ひます。

目は溜池改修事業費というふうになっておりますが、これは信の池といひまして、現在は信達中学校の敷地となっている池がございました。これを埋めることによりまして用水の不足が生じるということで、昭和56年にその対策といひまして深井戸を皿池というんですが、現在の体育館の――あれもおぼつたところですけども、あの裏手にしゅんせつと申しますか、井戸を設置いたしまし

た。その井戸がこの5月の田植え時期を控えまして水が上がらないということで調査をいたしましたところ、相当期間もたっておりますので、揚水管、これが腐食をしておいて、これがだめだということで応急的な処理をしたわけでございます。

今後、本来の機能を果たせないということでございますので、しゅんせつをし、二重のケーシングを行つて深井戸の保全を図りたいということで補正をお願いいたしておるところでございます。

続きまして、64ページの住宅管理費の需用費でございますが、この1,420万につきましてはすべて修繕料に充てるといふことでございます。特に相当老朽化しておりますので、避難路とか、本来の目的を果たさない箇所もございまして、総点検をしまして、危険性の高い部分、これを中心に修理をし、また空き家について、現在は11軒の空き家があるわけでございますけども、相当数の入居申し込みもございまして、それに対応するために整備をして新しく入っていただくということで予算を計上させていただいております。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 別館の増築の件でございますが、1つは補正の件でございますが、昨年度設計自体を補正で計上させていただきました。そういう関係で今年度当初、予算計上に間に合わなかったということがございます。

それと、議運のことで云々が出たわけでございますが、そのとき私は確定という形では申してなくて、その主な対象として下水道部も考慮に入つてるといふ形で私としては発言さしてもらつたつもりでございますけども、その辺の真意が伝わらなかつたとすれば、説明不足で申しわけなかつたと思っております。

それと、議場の問題等指摘がございました。確かに全面的に見ればいろいろと課題があるわけでございますが、今回いろいろと午前中の中でも御説明させていただきましたが、とりあえず今回事業部の下の改修、増築という形で上げさしてもらつたわけでございます。議場等の問題につきましてもいろいろと課題があるということは認識しているわけでございますが、その点につきまして、現

在の予算状況を踏まえた中で、議会事務局とも協議をする中で考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 議員御質問のうち公民館の分、少子化対策という中身の事業でございますけれども、公民館につきましては幼児並びにその幼児の親、保護者が施設を利用しやすいようにということで、ベビーシートとかベビーチェア、ベビーベッド等、あるいは遊具、教材等を購入したいということで、今回237万5,000円を計上させていただいております。

そしてまた、66ページの図書館及びホール費の図書購入費の関係で、これも同じく幼児用の図書を購入したいということでございます。それから、器具購入費につきましては、文化ホールの幼児用の、これもチェアになりますが、いすですね、こういうようなあたりを購入したいと。

それから、その下の体育館の関係でございますが、器具購入費45万円。これにつきましても同じく少子化対策として跳び箱、マットとかトランポリン、これも幼児用でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 老人集会場の役務費と委託料の補正の分でございます。これにつきましては、今回老人集会場の用地を交換するという形でもって補正をお願いしてるところでございます。そして、この分について老人集会場が建設されるのかどうかという御質問でございますが、今回この用地につきまします候補地が挙がってきましたので、その候補地と交換したいと。そして、それが済みましたら、当然候補地でございますので、これから、いつという具体的な建設時期というのは我々まだ考えてませんけれども、具体的に建設に向けた形で考えてまいりたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 後の答弁からいきたいんですが、老人集会場、これはいわゆる柴田団地と俗に言われてるところと思うんですが、何がネックで、本当に解決不可能なのかどうか。しかも、今

回これを交換するといっても、また新たに合意形成をせないかんわけでしょう。なぜ反対か、老人集会場ですから、ちゃんと説明すれば絶対反対するようなものでもないと思うんですね。そういう点では、確実に次のときに建設できる周りの合意形成があるということであれば、それなりにまたわからないこともないんですが、交換するためにまた面積確定の予算も組んで、そして買って、またその合意形成という、そうするとやっぱり市民感情からいえば、そちらで反対されてこっちへ来た。それでまた、そういう反対をする理由が1つ加わってしまうんですね、状況的に。

そういう点ではもう少し、そこを老人集会場として一応計画したのであれば、やはり本当にそこが不可能なのかどうかということをもっと努力の部分も含めてきちっと議会にも説明して、どうしてもここはだめなんだということであれば、ほかのところを探すということはいいと思うんですが、こういうあり方はちょっと先の見通しが見えないので、取り組み方としてはどうかなと思うので、もう少し現在のところでのできない決定的な理由と、次へ移った場合に本当にそこでスムーズに合意形成がいくのかという、そういう1つの御説明をいただきたいと思います。

それから、金田部長の方からいろいろ幼児用対策としての予算の内容を説明いただいたんですが、こういうものは別に少子化対策でなくても、一般的に公民館は幼児も利用しますし、そういう持った親御さんも利用するわけですから、当然整備をしていかないといけないものだと思うんですね。

だから、せっかく特徴的に少子化対策でついた予算については、もう少しそういうものでないといけないようなものにやっぱり使うべきじゃないかなと思います。その点での少子化対策費用の使い方についてちょっと安易ではないかなという思いをしますので、もう少しその辺の位置づけをきちっと御説明いただきたいと思います。

それから、傍聴席の問題については、議会事務局とも相談して検討したいという御答弁でしたけども、やはり市民の立場に立つならば、傍聴にせっかく来て、議員の姿も1人も見えないと。理事者も見えないですよ、3列目へ座りましたら。フ

ラットですからね。それはせめて段差をして、やはりあそこから議会の状況が見えるように……。

これは何回も私も、おまえ何回言うてもようせんなど言うから、いや私議員だから、市長でないだから、自分が執行することはできないので、そういう意見は言う責任があるけどと言ったら、そんなもの逃げやないかといってえらい怒られとるんですけども、屈辱的だというんですね、あのセルロイド板がね。市長は落ちたら困るからというんだけど、それを本当に真剣に考えるんだったらほかの対応はあるわけですから、何か囚人でもないでしょうけども、市民と議会をああいうような形で仕切ってしまうというあり方は、市民から見れば屈辱的だという意見があるわけですから、もう少しその辺はもっと開放的に、親しみのある議会にするためにも、なるべくそういう隔たり、仕切りというのはないのが理想ですから、やっぱりそういうことはちゃんと即庁舎改修の第1番に挙げてもらいたいと思うんですね。これはやっぱり市民の権利の問題ですからね。

その辺は、細野さん、議会にどういう相談が今まであったのか知りませんが、まだしてないということですね、この答弁からいえば。だから、それは早急にやってもらいたいと思います。

それから、山内さんから言われて、11戸の空き家があるというのは、募集は入居申し込みがたくさんあるというのは、これは入居申し込みをしておいて、順番待ちをしようという状態なんです。11戸というのは、普通だったら公営住宅だから、あいたらすぐそれは入れるように改修をして、すぐ入ってもらおうということだと思うんですが、最近入ったとかどうかというニュースはほとんど伝わってきませんから、相当昔にあいたまま放置してあるのではないかなという思いをするんですが、ほんとに府営住宅とか公団だったら、あいたらすぐ改修して、募集してやるという形があるんで、この11戸についてもう少し、いつあいて、どこにどれだけあいとるのか。

それから、払い下げをした住宅の中でもいろいろあいとる住宅とか、市が管理しとる住宅とかいっぱいありますが、この11戸の明細というのはどういうことなのか、もう少し詳しく御報告をい

ただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 老人集会場の用地の件でございます。この老人集会場は、砂川の老人集会場用地なんですけども、これ実は経過というのは相当古うございまして、事の発端は61年当時から実はこの用地取得が始まりまして、この老人集会場の建設計画について進んできたという経過がございます。そして、62年、あるいは昭和63年当時に、この集会場の実施設計でありますとか、あるいは建設のそういった予算も計上されたということは、過去の経過にありました。

ただ、その時点でこの場所について周辺の住民の方々の理解が得られなかったというところがございまして、この問題についてちょっと計画が進行できなかったという経緯がございます。

そして、今回この用地につきまして、また別の候補地があるということもありまして、現在市が持っている用地の方については、集会場はちょっと今の段階では建設するのは無理であると、困難であるという判断で、今回別の候補地の方と交換をしまして、そして当然もちろんだ元の方々ともそれは相談した上の話なんですけども、そこに候補地を求めて、今回交換をする。そして、新たな用地のところ集会場の建設計画を進めていくということで、これから進んでいきたいと、こういうように思いますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと、このように思います。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 先ほど、少子化対策の使い方ということで御質問がございました。

これにつきましては、少子化対策の普及促進を図るということで交付金をいただき、それをまた活用させていただくということで教育委員会の持っておる施設ですね。このあたり、簡単に言いますが何に使ってもいいという内容でございますけれども、金額的なものもありまして、こういうあたりは備品購入というあたりで焦点を絞り、遊具とかそういう教材関係、こういうあたりに充てさせていただきたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 空き家の状況でございますけども、資料としては持っておらないわけですけども、かなり入居者の高齢化、また結果単身、これらが多くなってございます。

例といたしまして、結果1人になって、長期に入院しておられるということで、見た目は空き家になって長くなると、そういうような状況の住宅もございますが、前住者の名前をずうっと、空き家になっている部分の見させていただきますと、単身で長期入院されて亡くなられた方とか、それから身寄りを頼って転出された方とか、そういう方がかなり多うございまして、どこかに行かれてしまったとか、そういう方もあることはあるわけなんですけども、今現在入居のいわゆる1戸世帯の人員がかなり低くなってるんで、状況の把握という部分は大変難しい結果となっております。

それと、当初予算で当然その年度の空き家になるという戸数を見込んで改修費を組んでるわけでございますけども、今回それは既に執行してしまったということで、新しく当該年度に、12年度に空き家になった部分の改修を行いたいということで予算計上をさせていただいてるところでございます。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議会事務局といろいろと相談させていただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 私たち議員の関心のある問題でもありますし、事務局長と話すのも結構なんですけども、やっぱり議長とも相談して、市民が傍聴に来て気持ちいいような、また議会の状況がよく見えるようにするのは当たり前のことですから、相談してというのじゃなしに、議会はそんなものは拒否せんと思えますよ。あなた方がそのことを重要視して、ぜひ速やかに——そんなに金かからんね。すぐ対応——全部やったら別ですけども、ちょっと上げて、まず見えるようにするぐらいは、ぜひお約束してください。見えるようにね。あなた一遍座ってみてください、どういう状態かね。そこだけは確約してください。どんなやり方でも結構ですから。

それと、12年度に11戸空き家が出たということですか、この話でいえば、僕はもっと古いと思うんですけども、12年度に空き家が初めて出たの。そしたら、その募集は終わってないと思うんですが、ちゃんと募集するんですね。広報でも市営住宅の募集なんていうのは余り聞いたことないんですが、市民は入りたいという人が大変多いのは僕知ってますからね。それはどういう形でこの11戸についての募集はやるんですか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 空き家は年度を越えてほうっておくというわけではございません。かなりの待機者がございますので、これについて当然状況も報告し、順次入っていただくという手はずでやっております。今度の11戸についても今年度にできた空き家でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 少ない市営住宅ですので、もう少し我々議員にもそういう状態がよくわかるように。私、余り空き家募集をしたというのは記憶ないんでね。年度ごとに十軒も出てくる。年度当初は計画しとったんですね。それで、12年度に入ってもう空き家が出た。わずか4、5、6、7、8、こんな段階でこれだけの数が出るのであれば、やはり市民の関心も高いことですから、もっと広報のやり方も考えていただきたいと思えます。

それから、意見にしときますが、谷さんのお話のあった実施設計まで計画をしとってできなかったという中身の理由をもう少し明確にして、それが次新しいとこに変わってすぐ建設できるのかというのは、そことの関係もあるわけですから、もう少しこの面については情報をきちっと出してもらいたい。でない、交換するわけですから、持ち主によっては随分駅に近くなるわけでしょう。向こうは遠い山の上の方ですからね。そういう点では譲り受ける方にとってはかなり有利な交換にもなるわけですので、その辺はやはりこの交換が必ず集会場建設にきちっと結びつくような見通しの中で、私はこういう予算執行をするべきだということ強く申し上げておきまして、意見にかえときます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———松本君。
6番（松本雪美君） 60ページの総務管理費の
工事請負費、これは別館の下に会議室やとか事務
室をつくと。そのときに御答弁された中に、喫
煙コーナーもつくと、こういうふうにおっしゃ
いましたんですけど、私がかねてより質問して
る中で、分煙対策ということでここにつくるとい
うのは前々から聞いてたことですが、本庁舎の方
では入り口のところでそういう対策を講じるとい
うようなことが、庁舎の整備の問題でいいますと、
そういうことも含めてやらねばならないんじゃない
かなあと。別館にこういうのをつくられるとい
うことですが、職員の人の休憩場所ですか、喫煙
場所や、市民の方のそういう場所として位置づけ
られてるのか、その辺が詳しく聞けなかったんで、
聞かせていただきたいんです。

それから、もう1つは62ページで少子化対策
の予算が児童福祉費、保育所費の中でも出てます
けれども、もう1つちょっとわからない部分で、
大阪子育て保育情報ネットワークシステム作成委
託料、それから器具購入費は説明がありましたん
でわかりましたが、その下の大阪保育子育て人権
情報研修会負担金ですね、これはどういうものか
というのでも聞かせていただきたいなと思います。

待機児童の解消ということで、保育所なんかに
たくさん申し込んでおられても入れないという問
題がありますから、その点、この少子化対策臨時
特例交付金ですか、それが実際泉南市でそういう
待機児童解消にどの程度使われてきたのか、その
使った成果みたいなんを聞かせてもらえたらと思
います。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 今回、別館の増
築工事につきましては、1階部分を増築するわけ
ですけども、その1階部分と、2階は今事務室で
使ってますけども、1階、2階部分に喫煙室を設
けます。当然職員、一般の方が利用できるもので
ございまして、本庁の方につきましては、今回増
築で喫煙室、部屋だけをこしらえまして、これが
増改築工事が完了すれば、新年度予算で分煙機器
を導入して、今後分煙対策を図っていききたいとい
うふうに考えております。

本庁の方につきましても、玄関ロビーと1階、
2階部分の事務室のあいてるスペースのところへ
分煙機器を設けまして、これらの分煙対策を図っ
ていきたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 西本児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（西本 治君） 何点か
の御質問ですので、まず少子化対策の予算ですけ
ども、児童福祉課に割り当てられたのが4,288
万4,000円です。待機児童の解消ということで
大型遊具、それに保育士の環境改善を図るとい
うことで、執務室に冷房設備なんか導入させてい
たきました。

次に、大阪子育て人権情報研究センターについ
てですが、この研究センターについては、就学前
の子供の保育、教育に携わる人たちの資質の向上
を図るための研修、教材、カリキュラム等の研究
開発、子育てにかかわる人々に向けて、子育てに
関する情報の収集・発信を目的として、大阪府、
大阪市、堺市が中心となって大阪府内全市町村、
保育所、幼稚園等の参加のもとに昨年6月に設立
されております。

以上です。

〔松本雪美君「委託料と負担金補助と両方言い
ましたか」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 西本児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（西本 治君） 委託料
の大阪子育て保育情報ネットワークシステム作成
委託料の件ですけども、これの概要目的というの
は、大阪府内すべての保育所、幼稚園等のデー
タを入力したホームページを作成するというもので
ございます。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 1つ先ほどの質問の中で、
泉南市の保育所の待機児童18人でしたかな、た
しか出てたと思うんですが、その人たちの対策は
今回のこの中に入っていないんですか。13人です
かな、出てたの。その辺聞かしてください。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 保
育所の待機児童を解消するという経費については、
今回具体的に補正予算の数字の中に入っておりま
せん。これはまた内部の方でそれをどうするかと

ということについても、当然人的な配置というんですか、その辺もございます。その辺も考えてこれから対応するという方針であります。

以上です。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 国の臨時特例交付金というのは、目的は1番が待機児童解消ということですから、ほかのいろいろ物品を買ったり、子供たちの入所してる人数がふえても対応できるようにということで、そういう形を実施された。遊具を入れたり冷房機を入れたりとか、そういうことで対応されたということですが、実際には例えば樽井保育所だったら180人の定員で161人しかいませんね。それから、浜保育所は150人で107人ですわ。それから、鳴滝第一は120人で58人しか入ってない。鳴二の保育所は150人で91人。西信、これは民間ですからちょっと横に置いといて、信達は150人の定員で159人受けてもらえてるということで、一番いつも混乱して混雑して入れない子供が出て、あちらこちらの保育所に振り分けて保育をお願いするという状況が信達で生まれてきてるわけですね。

それでも、まだその待機児童が出てるという現状がやはり解決しない限り、今度の交付金の出た意義づけが私はできないんじゃないかなと思うんですよ。

特に待機児童が出てるのは、0歳で8人、1歳で5人、それから2歳で1人、3歳で2人と計16人ですね。これだけの人数が出てるわけですから、何とかまだまだそれぞれにあいた保育所に行ってもらえる方もいるかもしれませんが、それから施設の整備をしたら可能な場合もあり得るでしょう。だから、ひとつその辺のお答えを私はいただきたいと思うんです。

それから加えて、泉南市の保育所では延長保育は土曜日には実際には3時までですか、実施されて、実際大阪府下の保育所、どこを見ても平日も土曜日も6時半ないし7時半まで、大体一番大筋は7時から7時までの保育が実施されてると。私なんか砂川駅でよくピラをまいたりしてるんですが、急いで走って7時過ぎの電車に――7時半から6時半までですか、だから7時35

分とか6分ぐらいの電車があるんですけど、それにほんとに子供をすぐパートの保母さんに託して、もうそのまま電車で走り込んで乗ってくるという、そういう親もいるわけですよ。だから、基本の7時から7時までというのは、私は当然実施せねばならない時間帯だと思うんですよ。

実施されていない地域もあるんですけども、わずかです。ほんの二、三市ですわ。阪南が一番悪いですね。その次に悪いのは泉南市ですわ。そういう状況で、大阪府下の市のレベルでいいにしても、保育行政では、保育時間の点でいえば私はおくれた地域になってると、そう思うんですよ。それに加えて待機児童も出てる、こういう現状をやはり解決をしていってほしい。

なぜできないのかということを知らせていただきたいと思うんです。例えば保母さんが足りないとか、やりますと言うて、土曜日の延長保育のことも答えとしては二度議会でいただいておりますが、それじゃいつからやってくれるんかといいますと、答えてもらえず、まだ結論として出てないということですから、その辺の原因も含めて聞かしてください。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、待機児童の解決という御質問でございます。これにつきましては、一般質問の方でも答弁させていただきました。我々、この待機児童につきましては、一番最初入所されるときには、希望者全員の方々について入所してもらおうという、これを大前提にしております。

そして、その後、年度途中で例えば入所したいという方々につきましては、そういった状況の中で弾力的に現在この対応をしてございます。そして、その弾力的な対応の仕方としまして、入所定員の25%をふやして、そういった中で対応するというところもあります。

それから、そのときの希望される方については、もちろん一番最初の第1希望のところへ行っていたかというのが一番ベストだと思いますけれども、そういった中で、そのところが例えばもうほとんど満杯であるという場合には、第2希望のところに行ってもらおうと。それは当然こちらの方から御

相談をさせていただいて、保護者の方々の合意を得るというのが大前提でございますけれども、そういった形で現在運営しているというところがございます。

それと、延長保育の問題でございますけれども、これも答弁させていただきました。ただ、人的な問題とか、あるいは職員の4週8休の問題とか、そういったところでまだ若干我々研究しているところもございまして、今後整理しまして、その辺について今後また協議をしていくというところで御理解のほどをお願いしたいと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

〔松本雪美君「16人どうするか言うて下さい」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 現在おられる待機児童の方々については、現在の職員の配置とかいろんな要件というのがございます。その辺、こちらの方でまた検討しまして具体的な対応を考えてまいりたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 職員の配置などと、そういうふうにおっしゃいましたが、本当にやる気であるなら私は十分対応できるはずだと思うんですよ。しかし、最近高年齢に達して保母さんがやめた後、もう補充をしないまま来ると。保母さん不足ということが考えられるんじゃないかなと、私はそういうふうには思ってるんですよ。ちゃんと必要であるなら正職員として保母さんを採用するとか、そういう形で、私はやっぱり今の待機児童が出ている原因というのは、この0歳、1歳がこれだけいるということは保母さんの人数が必要なわけですから、簡単に4歳、5歳児を見るところで1人が何人も見れるということではありませんから、そこら辺の原因を解決しなければ前に進まないんじゃないんですか。

図らずも今、職員の配置の要件など検討して具体化していきたいと、こうおっしゃいましたから、やる気ではいてくれると思うんですよ。16人の方の実際に待機解消のために取り組まれる時期ですね、それはいつまでにやってくれるんですか。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） いつまでという御質問でございます。この分につきましては、当然0歳児、1歳児の分につきましては、その場所のスペースの問題とか、やっぱり1歳児とか0歳児につきましては、その措置というんですか、引き受ける方の対応とか部屋のスペースの問題等もございます。そしてまた、その職員の張りつけ等もございまして、そういったものを含めて、現在これから検討してまいりたいと。

そして、乳幼児でございますので、やはり受ける方もそういったところの確保をある程度十分な形で保育もするという、そういった担保も必要だと思いますので、その辺も含めてこれから検討していきたいと、こういうことでございます。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） もうこれで終わりますが、時間の問題ですが、大体大阪府下、先ほども言いましたように、やってない市というのはほんのわずかなんですよ。その中の1つに泉南が入ってるということですし、土曜日の問題も含めてですが、これは前向きにやるということで進めてくださるとすれば、これは来年度からですか、それとももう年が変わってすぐやってくれるわけですか。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 延長保育の問題でございますけれども、これは何回も答弁させていただいております。そして、我々としても前向きにこの分については検討していくということで答弁させていただいております。そして、当面は土曜日の延長保育について、我々は今現在机の上に挙げまして、それで討議というんですか検討しておりますので、もう少し時間の方をちょうだいしたいと、このように思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第8号 平成12年度大阪府泉南市岡中新池財産区会計予算を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第8号、平成12年度大阪府泉南市岡中新池財産区会計予算につきまして説明を申し上げます。議案書の71ページをお願いいたします。

内容といたしましては、農業公園への進入道路用地として岡中新池の一部であります信達岡中1417の1、信達岡中1417の2の面積1,216.48平方メートル、約368坪を市に売却するものでございます。

77ページをお願いいたします。歳入といたしましては、売却代金2,311万4,000円を財産売却収入として計上させていただいております。

次に、78ページ、歳出といたしまして、売却代金の45%相当額の1,040万1,000円を一般会計に繰入金とし、また同等額の1,040万2,000円を地元公共事業補助金とし、売却代金の10%相当額の231万1,000円を水利消滅に伴う補償金として、それぞれ計上させていただきました。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第9号 平成11年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件については議案書の朗読を省略し、初めに本件に関し監査委員の報告を求めます。監査委員 島原正嗣君。

監査委員（島原正嗣君） 議長の許可を得ましたので、ただいまから平成11年度水道事業会計の決算審査を執行いたしました結果を御報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、泉南市長より審査に付されていた水道事業会計決算について、平成12年7月14日に黒須監査委員と私が審査を行いました。

これにつきましては、水道事業会計決算書を中心に、証拠書類並びに関係諸帳簿等について審査をいたしましたところ、いずれも法令の定めるところにより執行されており、その収支状況は適正に行われておりました。

なお、審査意見書につきましては、別添のとおりお手元に配付いたしております。

甚だ簡単でございますが、審査報告といたします。

以上です。

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） ただいま上程されました議案第9号、平成11年度泉南市水道事業会計決算認定につきまして御説明を申し上げます。決算書につきましては別冊になっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、26ページをお開き願います。平成11年度の業務量につきましては、年度末給水人口が6万3,894人、給水戸数が2万2,051戸でございました。前年度と比較いたしますと、471人、368戸のそれぞれの増加でございました。

総配水量は864万1,755立方メートルで、前年度と比較いたしますと33万4,427立方メートル、率にいたしまして3.7%の減少というこ

とになっております。総給水量につきましては、768万4,110立方メートルでございまして、前年度より5万2,716立方メートルの減少となっております。

有収率につきましては88.9%でございまして、前年度より2.7%の上昇を見ておりますが、より一層の向上のため漏水調査を行い、有収率の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、経営状況につきましては、収益的収支の内容につきましては33ページから45ページにかけてお示しをしております。本年度事業収益12億8,676万6,274円でございます。前年度に比べまして7,216万3,241円の減収と相なりました。

前年度と比較いたしまして減収となった主なものにつきましては、営業収益の給水収益で1,716万8,619円の減少、営業外収益の分担金で1,149万7,429円、また受託工事収益で4,896万638円の減少でございます。

一方、事業費用につきましては14億1,632万6,113円で、前年度に比べ1,047万1,905円の減少となっております。減少となりました主なものにつきましては、受託工事費5,249万3,990円、支払利息695万6,924円、動力費431万5,995円のそれぞれ減少でございます。

受水費でございますが、5,504万6,560円、減価償却費459万8,151円のそれぞれ増加となっております。

その結果、11年度におきましては、1億2,955万9,839円の純損失を計上することに相りました。

次に、資本的収支につきましては、46ページから50ページにかけてお示しをしておりますが、収入総額6億3,782万7,115円、支出総額8億9,029万4,908円でございます。支出のうち主なものにつきましては、第7次拡張事業費3億7,090万3,094円、配水管改良整備事業費1億9,548万8,741円、配水管改良工事費7,739万9,000円、企業債償還金1億4,900万8,263円となっております。

概要につきましては以上のとおりでございます

けれども、給水収益が減少し、給水原価が供給単価を1立方メートル当たり26円44銭上回った販売損失で、内容は極めて厳しい状況でございます。

今後も受水費、維持管理経費等の増加により、水道経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増すというふうに考えられますが、私ども事業経営のより一層の健全化に努めますとともに、清浄で安定した水道水の供給に万全を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上、甚だ簡単でございますが、決算の概要説明とさせていただきます。よろしく御認定賜りませうようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 水道事業が大変厳しいという決算報告をいただきました。1立方メートル当たり26円の、いわゆる逆になっておるといふんか、原価が多くかかっているという報告があったんですが、泉南市の水道料金、一律に立方メートル当たりこうということじゃないと思うんですが、他市に比べて給水計算方法というんですか、工場とかいろんな大口もいっぱいあると思うんですが、その辺のどういう決め方をしておるのか、その辺に何か矛盾がないのかどうか、ちょっとその辺の報告をいただきたい。

それから、塩ビ管による環境ホルモンが出たという新聞報道がありましたが、この報告書を見ましても、ビニール管の比率が19.1%ですね。この問題について、当然どういう対応をしたらいいのかというのは、新聞報道ではステンレス管にかえないといけないんじゃないかという報道もありましたんですが、その辺についての対応をお聞かせいただきたい。

それと、石綿管がまだ7.7%あるということなんですが、これの安全性の問題ですね。もう一度この石綿管による飲料水に対する問題点、ちょっと簡単に御説明をしていただきたいのと、前年度に比べて、前年が8.9%、これは決算審査意見書の中の3ページに書いてあるのですが、10年度が8.9%に対して7.7%ですから、わずか1%しか減っておらないということで、ほかの自治体に行く

と、えっ、まだあんなのとこ石綿管あるのと言われて笑われたんですが、他市ではとくにそれは取りかえておるといことなんですが、この辺について、なぜこの数字がなかなか減らないのかですね。一般会計からも2,100万ですか、石綿管対応として予算が出ておるとい報告がなされておりますが、この点のなくなる原因についてちょっと御説明をいただきたいと思います。

それから、漏水対策で、これは決算書の38ページの方で、漏水調査費が850万円、それから漏水及び事故による修繕工事として4,400万円が決算されておりますが、100万立米近い漏水があるんですね。これ、金額に直したらどれくらいになるんかわかりませんが、相当な額になると思うんですが、これは主にどういうところに漏水しとるのかですね。それで、850万円も調査委託をしておるんですが、これは具体的にどういう調査をして、当然それに対する修繕工事4,400万も行っておるわけですね。この調査効果というんですか、そういうことを少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

それから、ここではちょっとどういうことか見えないんですが、決算書の16ページですね。営業未収金ということがありますが、当然100%水道料金が徴収されておることはないと思うんですが、いわゆる未収金ですね。どれくらいの率であるのか、御説明いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 私の方から、塩ビ管と石綿管につきまして御答弁を申し上げます。

過日、新聞報道で塩ビ管については環境ホルモンがあるというようなことで報道されました。これの対応でございますが、私ども安全な水を安定的に給水をするということが使命でございます。これにつきましては現在、先ほども議員からステンレスに変えたらというような御提案もございました。

私ども泉南市ひとりのことではございませんので、大阪府の協議会等でもこの話は当然議論になるだろうというふうに思っておりますので、今後どうするかについては、今後精力的に議論をして

対応してまいりたいというふうに思っております。

それと、石綿管でございますが、残念ながら先ほど言われましたように7.7%程度残っております。当然影響があるということで、これについては早急に改善をするということでございますが、残念ながら残っておりますので、私どもとしてはできるだけ早く、5年程度でこれをすべてやりかえたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 私の方から漏水につきまして御答弁申し上げます。

漏水対策といたしまして、どういうところを調査とかいろいろしてるんかということでございますが、当然市内、この1回での漏水調査委託によります調査につきましては、市内全体で240キロメートルを調査いたしております。その主な調査地点といたしますと、当然本管の漏水、それと引き込み管での漏水調査、それとメーター付近の調査、これらをすべて調査をしているところでございます。

その中で、特に漏れている箇所というんですか、その点につきましては、主にメーター付近のところでも漏れている箇所がよく見つかるということであります。ちなみに、この11年度予算での漏水箇所が判明いたしましたのが139件、それだけありました。

それと、毎年修繕工事、これは漏水調査ではなしに、市民からの通報の漏水事故とか、そういうような形、あるいはまた工事中に漏水箇所を発見したという形の中での修繕工事費については、毎年大体800件近い漏水箇所が発見され、それによって修繕を常々行っているところです。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 廣岡業務課長。

水道部業務課長（廣岡 昭君） 私の方から料金の決め方等についてお答えさせていただきます。

まず、料金の決め方につきましては、ほとんどの市町村でもそうであると思っておりますけれども、現在の財政の状況から将来の事業計画等に合わせまして、大体スパンとしては3年から5年程度のスパンでどれだけの損益が出るかというのを試算い

たしまして、それで大体料金を何%上げるとかいうのを決めてると思います。

それと、本市と各市との差ですけれども、一概には言われませんが、大体一般家庭用の料金ではそう大きく差はないと思います。ただ、大口径で1,000立方以上使われてまいりますと、本市の方が若干安くなっているのが実情だと思います。

それと、未収金の関係でございますけれども、11年度末の営業未収金といたしましては、現年度分といたしまして1億9,821万1,000円余りございます。このうち1億7,400万程度は、まだ納期が来ていない2月分、3月分が入っております。この部分は2カ月おくれの納期になっておりますので、4月納期、5月納期ということになっております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 水道料金は、なるべく水を節約しなければならないということからすれば、むしろ多く使うところを高くして、それで水を節約していただくということが私は——普通の商売じゃないわけですからね。そういう点で各家庭ではそう変わらないけども、我が市の特徴としては1,000立方メートル以上使うところについてはむしろ他市より安いというのは、私は水道会計というんか水道事業からいえば少しまずいかなと思うので、この辺をもう少し、1,000立米以上使うということは相当ですね。どれくらい安くなるとするのか。それはやはり見直して、少なくとも同じにするのか、むしろ政策的に高くするのか。

そうすれば、一般家庭の生命、命に関係する水道の場合は、それはどうしてもなければいかんわけですから、これはやっぱり高くするのは私はまずいと思いますが、1,000立米以上も使うとなれば、それは業でやるわけですからね、それはやっぱりコスト低減をするというような努力にも、こういうものを少し高くすればなってくると思うので、この辺の政策的な見直しが私は必要なんではないかなと思いますので、その点で再度お尋ねをしたいと思います。

それから、そうすると未収金というんか、お金が納まっておらないというのは2,800万円と理解していいんですね。これは額が多いのかどうかちょっとわからないんですが、水道料ですから、メーターを検針して、集金がなければとめるよというようなことも対応しとるんじゃないかなと思うんですが、この2,800万円についてはどのように分析をされとるのか、御説明をいただきたいと思います。

それから、石綿管による健康被害の具体的なものというのは、私も残念ながら勉強不足でちょっと、危険だという一般論では知っとるんですけども、この石綿管の健康に与える影響というのは水道課としてはどのように把握しておるのか、象徴的な部分だけちょっと御説明いただきたいし、その面から5年というスパンがいいのかどうか。前年度と今回ではわずか1%しか改善されてないですね。絶対量が出てないから、全体がふえるとパーセンテージが落ちるといふこともありますからね。そういう点では、この1.7というのは総延長にしてどれだけ改善したのかということも参考にお聞かせをいただきたい。

それから、5年以内に改修したいということは、これは確実なお約束として承っていいのかどうか。そうすると、これは何か特例的な国の補助なり、起債のそういう措置があるということなんでしょうね。ある期限を切って、これを早くしなさいという制度だと私は理解しとるんですが、この辺の絡みで5年以内にやるとすれば、市の持ち出しが今回2,100万円になっておりますから、そういう点で市の財政当局に対しても理解を得ないといかんわけですので、その辺の御説明をいただきたいと思います。

環境ホルモンについては、横並びで泉南市だけでないから、大阪府なんかとも議論していきたいという態度は、毎日毎日市民が飲んだる水ですので、やはりそれに対する対応策も含めて、沸かして沸騰さして飲んだらいいのか、1日置いて飲んだらいいのかという、そういう情報を、やっぱりすぐにそういう対応ができないのであれば、塩ビ用の対策としてはどうするかということをもう少し情報を得て、より危険でない方法も市民に知ら

していく必要があるんじゃないかと思うので、のんきなことを言わずに、この問題はやっぱり敏感に対応して、毎日飲んだるものですからね、そういう防御策についても情報を流していただきたいと思うんですが、その辺の情報収集はどうなっておるのかも御説明いただきたいと思います。

それから、漏水問題で、850万円かけて139カ所見つかっただけということの報告ですが、これ100万立米漏水しとるんですが、この辺の分析はする必要があると思うんですね。

私はこの間もちょっと言ったんですが、例えば消火栓をあけて火事の火を消すわね。これは当然水道を使っとるわけでしょう。これは水道料金に転嫁するのではなしに、やはり一般会計の方からその分は水道会計に入れてもらうということをやらないと、単に漏水して漏れとるものと、絶対に社会的に必要なものとしてその水は使っとるけども、料金を払ってない部分については、所在を明確にするためにはやはり一般会計から消火栓で使った分については払うということで、水道会計の健全な財政的な議論ができると思うんですね。

まあみそもくそもという、何か全然性格の違うものが一体になって漏水と、100万立米と、そういうことはやはり分析をしないと、この850万円の調査費についても根拠が希薄になるので、その辺の分析は当然しとると思うんですが、絶対に漏水じゃなしに、そういうふうに例えば象徴的には消防の消火栓で出した水について、これは相当使うわね、あれかてね。95万立米のうち何立米ぐらいそれがあって、純粋な漏水は何ぼかということの御説明をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） まず、料金体系の問題でございますけれども、現在の料金は平成7年度に見直しがされたものでございます。5年を経過いたしております。これにつきましては、先ほども見直しをされたらどうかというお話がございましたけれども、今年中にそれも含みまして見直しをいたしたいというふうに考えております。

それと、環境ホルモンの関係でございますけれども、現在これにつきましては、どう対応したらいいかということにつきましては、はっきり言い

まして、まだわかっておりません。これにつきましては、議員御指摘のように、できるだけ早く資料収集なり研究をいたしまして、それなりの知識を得たいというふうに思っております。

あとの部分につきましては、課長から答弁をいたさせます。

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 石綿管があとどれだけ残ってるんかということではありますが、当初でいきますと3万2,113メートル、その中で11年度まで石綿管改良工事をしました総延長は1万7,830.32メートル、パーセンテージでいきますと約55%を改良しております。あと、残につきましては45%ということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 私は料金の見直しの質問はしてないんですけどね。私が言ったのは、いわゆる大量に使うところについては他市より安いという答弁がございましたので、私もそういう感じをずっと持ってたんで、この辺は水道会計というのはなるべく水を節約せないかんということからすれば、やはりこういう大口利用については一般家庭と少なくとも同じか少し高くする方が、水を節約していくという点でいいので、そういう見直しをすべきじゃないですかと言ったんですよ。そのことの答弁と聞いていいんですか。違うでしょう。あなたは値上げの話を行ったんでしょ。料金を見直しをしてはどうかという質問があったので、ことし中にしたいという答弁がありましたからね。そうじゃないでしょう。私はそういうことを聞いとるんですからね。

それと、今55%済んで、まだ45%だ、あと5年でなくしていきたいと。これは単なる希望とか努力じゃなしに、5年でなくすというように私は受け取っとるんですが、全体では7.7%あるんですね。前年が8.9ですから、総延長がりんくうタウンでも伸びれば、パーセンテージ的にはどんどん落ちていくでしょう。だから、前年度と今年度とどれだけ絶対量が減ったのかどうかですね。そこがないと、パーセンテージだけ出されると、分母が上がっちゃうとひとりでに下がっちゃうで

しょう、何もしなくても。だから、そのことを判断で聞きたいので言ったので、この3万2,000で11年度が1万7,000ということですから、前年度と今年度がどれだけか、パーセンテージとの関係で聞きたいので、そこだけちょっと報告していただきたいのと、5年以内になくすということは間違いありません。

それで、その危険性、ちょっと言うてくださいよ。環境ホルモンはいいけども、石綿管をかえないかん大きな理由ですね。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） まず、1点目の料金の改定といいますか、これにつきましては、私は先ほど値上げの料金の改定も含めてでございますので、値上げの分、要するに料金改定の部分だけをお話したのはございませんで、議員御指摘のことも含めて考えていくということでございます。

それと、石綿管を5年間で必ずするんかということでございますが、私としてはできるだけ5年間でやりたいと、最大の努力をしたいというふうに思っております、絶対できるかどうかということは、これはお答えは申し上げられません。私としては、できるだけ努力をしたいということでございます。

〔小山広明君「危険性、石綿管は何でかえるの」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 石綿管をなぜかえるのかというのは、一番最大の原因といいますと、やはり石綿管というのは割れやすいということで、漏水防止もあります、当然ね。その中で、石綿管というのは、そういう健康の問題とかいろいろ言われる中で、当然それも視野に入れた中で交換という形を重点に置いておるところでございます。

どのくらい更新したんかということで、10年と11年度比較いたしますと、11年度更新いたしました距離数は2,384メートルでございます。たしか10年度は、ちょっと資料を持ってないんですけども、そのときは約4,000メートルは石綿管の改良整備を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 石綿管が割れたら困ると。割れるのは健康に関係ないですしね、健康に害があるという健康の中身を、やっぱり危機感を我々も共有したいわけで、なぜせないかんのかということね。それははっきりわかってないんですか。どういうことで、健康にどういう被害があるのか。石綿管というのは、水が通れば石綿が少しはがれて水にまざってくるわけでしょう。そして飲めば石綿管が肺のところにとまってきて健康を、それぐらいの理解しか僕はないんですよ。そういうことでいいのかどうか。もっと胃の中へ入って、腸の中へ入っていったらどうなのか。

もっと、なぜこういうことが言われて、特別な国の施策もしてかえておるのかということの意味を——だから財政当局にも理解を得ないかんわけですから、それにかえないかんあなた方が、私がちゃんと具体的に聞いとるにもかかわらず言えないということは、財政当局かて、そんなもんかえんでええんと違うん、今までやってきたんやからという意識であつたら困るわけやから、いかに石綿管が特別な措置をしてかえないかん健康上の問題があるということをおあなた方が一番やっぱり切実に思って、議会にも財政当局にも説得しないといかんじゃないですか。それがこういう石綿管、他市では当然なくなつとるのに、まだ泉南市は石綿管を通つた水を市民は飲まされとるということになるんじゃないでしょうか。

あなたの言い方だったら、4,000メートルぐらいやつたら、もう1万7,000でしょう。このペースでいったって、5年なんていうのは早くやるための数字じゃないじゃないですか。このペースでいくなら3年でしょう。だから、こういう危機感があるんだつたら、財政当局にもきちっと説明をして、一日も早くこれをやめて安全な水を供給するのが水道としての責任じゃないですか。

そういうことで、年間3,000メートル近くいっとるわけですから、ちょっと頑張ればすぐこれはなくなる問題だから、そういう不名誉な状態はなくなると思うんですが、再度部長に、こういう数字を踏まえて、あなたの言う5年というのは、

僕はむしろ早い数字じゃなしに、何か延ばした数字にしか聞こえないんで、その辺はこの数字と健康被害のことも含めて、あなたは責任者として何年までになくすかと。5年じゃこの数字からいったら矛盾ですよ。そういうように思いますので、再度危険性、ちょっと言うてくださいよ。僕は素人でもそれぐらい知ってるんだから。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 再度の御質問でございますので、お答えを申し上げます。

先ほど5年と申しましたのは、十分それぐらいでできるだろうという私の希望といえますか、そういうことで5年というふうに言わせていただきました。できるだけ早く改修をしたいというふうには思っております。

それと、人体にどういう影響があるのかということでございますけれども、私もアスベストというのは同じように肺に影響があるというふうに思っておりますけれども、水の中に溶けて、胃の中に運ぶということでございますので、どういう症状があるのかということにつきましては、はっきりしたことはわかっておりませんし、私もわかりません。悪いというものについては当然できるだけ改修をするということでございますので、先ほど先生も言われましたように、我々の使命というのは安全な水を安定的に供給するというところでございますので、そのように努力をしまいたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 小山君。まとめてください。

2番（小山広明君） 議長ね、何回もこれ言ってますけど、ほんとに抽象的で、私は具体的に言ってるのに、安全な水を市民にとりとるけども、やっぱり石綿管の危険性もきちっとこの場で言えないと。そして、議論していったら、年間4,000メートル今まで改修してきたのに、これ単純にいったってもう1万7,000しかないわけでしょう。そしたら5年なんていうのはどういう答弁なんですか。なめた答弁やめてくださいよ。ちゃんと数字つかむなら、危険性がきちっとこういうことが指摘されとるんですから、過去の実績からいったって5年もかかるはずないじゃないですか、ほっといたって。

そういう指摘をしながら、いつまでかと聞いとるのに、全く具体的な数字を押さえずに、55%今までできたから、あと45%残つとると。この数字だけ見たら5年だって早いなと思いますよ。しかし、実際の絶対数字を聞いてみたら、当初3万2,000あったものが今1万7,000になったと。そして、10年度では4,000メートル改良できたんだということであれば、こんなものすぐやれば2年か3年でできるじゃないですか。

そういうやはり本当に市民のための安全な水を守るんだということをあなたはここで堂々と言うんだったら、もうちょっと実態に合った答弁するなりしなかったら、何回議論しとったっておかしいじゃないですか。ほかの市からも笑われるような、そんな水道行政してどうするんですか。明確にこのことは実態をつかんで、市民が安心するような水を供給することを具体的にやってくださいよ。

環境ホルモンの問題1つにしたって、すぐ対応できないんであれば、環境ホルモンが出とるけども、こういう対応をしてくださいと、それはあるはずですよ、いろんな対応の仕方が。やはり毎日毎日市民が飲んでる水については、もっと真剣な議論というんか、データに基づいた答弁をください。我々はデータが不足しとるわけですからね、もっとあなた方の答弁については、具体的にきちっと言葉に重みのあるような答弁していただきたいと思いますよ。

最後に、その覚悟だけ聞いて、こんな抽象的な議論してもじゃあないからね。そういう気持ちでやって、次の議論をする機会には具体的なことをきちっと出して、我々に間違いのない判断をするような議論をしてくださいよ。最後によろしくお願いします。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） まことに答弁が下手くそでございます、申しわけございません。

今後とも水道行政につきましては、先ほども申しましたように、安全な水を安定的に供給することが使命でございますので、それに向かひまして努力をしまいたいというふうに考えます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——和気君。
13番（和気 豊君） 今、ずっと論議を拝聴しておったんですが、なかなかよくわからないんですが、今回の1億2,900万の赤字ですね。この10月には府営水もまた上がる。府営水の依存がどんどん高まってきているということの中で、その分またさらに赤字の原因になって水道料金にはね返ってくる。

非常に高い水になるわけですが、しかし命にかかわる問題ですから、これは給水しないわけにはいきませんし、いただかなければならないわけですが、しかし果たして適正に水道の運営がやられているかどうか、こういう立場に立ってお聞きをしたいと思うんですが、一体その赤字をつくり出した主たる原因ですね。これは何なのか、この辺をお示しをいただきたいと。ほんとに素朴な単純な質問ですので、よろしくお願いたします。

議長（嶋本五男君） 廣岡業務課長。

水道部業務課長（廣岡 昭君） 和気議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、本年度の赤字の主な原因でございますけれども、昨年度も赤字でございましたけれども、まず昨年度と比較した場合、府営水に対する依存度が非常に高まったということで、府営水の受水費が大幅にアップしたということ。それと、収入面では給水収益が落ちてきたということでございます。特に大量消費者が横ばいしないしは減少傾向にございますので、一般家庭向けにつきましては給水人口が伸びておりますので若干の伸びを見せておりますが、大口の方で若干下がっている傾向が続いておりますので、当然値上げした平成7年当時につきましては、右肩上がりで予測しておったわけですが、その辺で収益の方に見込み違いといいますか、そういうものが、現在の経済の状況とあわせまして若干給水収益が下がってきたということでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 府営水の依存が最大の原因だということなんですが、前々から私、府営水が平成7年の7月1日のその値上げのときも、府営水の引き上げが引き金になって水道料金の改定がなされた、いわゆる値上げになったと、こう

いうことで、府営水の依存をできるだけ抑えて、自己水の確保にと、こういうことを言ってきたわけですが、この間の努力ですね、これはどういうふうにされてきたのかですね。

それと、もう1つは、有収水量、有収率の問題なんですが、これは平成8年の監査報告の意見書を見させていただきますと、結びの中に、ちょうど府営水道が値上げした翌年で、水道料金が非常に引き上がったと。こういうことに対して、今後これを極力抑えるために石綿管の管種替えの計画的な進捗、いわゆる漏水をなくするために、石綿管はほとんど老朽管だと。老朽管を先ほど健康問題から指摘をされましたけれども、もう1つ監査の立場からは、この石綿管が老朽であるがゆえに非常に漏水事故が多い。これを1つは布設がえをして、管種替えをして、極力漏水防止に努めるようにと、こういうことで指摘をされているわけですね。

この間、8年からちょうどその翌年の、7年は12.7%石綿管が布設されておったわけですが、全体の管のうちの12.7%が石綿管だったんですが、今回の11年では7.7%に下がっている。まだ少ないという意見もありますが、5%努力をされて、この5年間、毎年1%ずつずつ減ってきてるわけです。

そういうことで、有収率が上がったかなと思いますと、この当時90%の上をいってるんですよ、少しね。平成8年で90%、それから平成7年で91%行ってるんです。ところが、せっかく石綿管の管種替えが行われているにもかかわらず、10年は86%、有収率がね。これで88.9でしょう。2.7%引き上がったといってもね。何のために管種替えに取り組み、有収率の引き上げをやられてきたのか。こういうことなんかもやっぱり非常に問題ではないかなと。せっかくの基本的な方針が、やったけれども、その結果としてあらわれていない。方針を執行した結果ね。そういう点がどうなのかと。この辺もお伺いをしたいなというふうに思うんです。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 御質問にお答えを申し上げます。

今まで自己水の確保にどれだけ努力してきたかということですが、それなりに努力をしまいたというふうには考えておりますけれども、現在確かに府営水が75%程度、それと自己水につきましては25%程度という比率になっております。私どもとしてはこの自己水というのは大切な原資でございますので、これ以上に下がらないように、現在深井戸が6基ございますけれども、これの水量の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、有収率でございますけれども、なるほど以前からの数字を見ますと、何の努力もしてないというふうな感じで見られるということでございますけれども、当然平成9年度までは90%に乗っておりますけれども、それ以後86、今回が88.9ということでございます。決していい数字ではございません。

我々としては、この有収率を高めるために、当然石綿管の改修、また漏水調査を続行いたしまして、これを少なくとも90には上げなければならないというふうに思っておりますので、それに向けまして努力をしまいたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 先ほどの質問は、あなたの答弁を私の方が先取りしたような質問になってしまったわけですが、私は12.7%の時点でもう有収率が90%あったと言うてんです、平成7年、8年ごろに。それから5%、いわゆる老朽石綿管の管種替えが進んだ。ところが、有収率は去年では86%台、ことしで88%台。2%前後、去年でいけば5%前後の差があるわけですよ。努力していきたい、努力していきたいということやけれども、そういう努力方向で来たことが結果としてあらわれていない。これはどうなんだ、こういうことを言ってるんです。

それから、先ほどそれなりに自己水の確保に努力してきた。中身も言わんとそれなりにと、そんな失礼な答弁の仕方ありますかいな。自己水確保のためには、深井戸のあれだけですか。今回は府営水に依存しなければならなくなった。府営水の依存が大きな今回の赤字の原因だと。それじゃ、

その府営水に依存をしなければならなくなったその原因ぐらいは定かにしてください。あわせて御答弁いただきたい。

議長（嶋本五男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から、今回府営水に依存しなければならなかった理由を申し上げたいと思います。

まず、議員も御承知のように、私どもの自己水は、金熊寺の伏流水と、そして深井戸というこの二本立てでございます。地下水につきましては、一応現状の量をふやせるように逐次努力もして、維持をしているところでございますが、金熊寺の伏流水、これにつきましては、金熊寺の水利権が1日2,850トンでございます。

六尾の処理施設につきましては、1日約6,000トンから8,000トンの処理能力をまず持っております。これはちょっと言いづらいこともあるんですけども、水利権からいけば2,850トン。しかし、私どもは今まで1日平均5,000トンから6,000トンの取水を行ってまいりました。これにつきましては、大阪府から厳しい指導が約5年ほど前からは来ております。

それで、私どももこの改善を加えていきたいということも大阪府へ御返事しておりましたんですけども、自己水を確保という形で大阪府の指導もありましたんですけども、やはり同じような形で今まで1日5,000トンなり6,000トンの取水を行ってまいりました。

しかし、昨年大阪府から再度の厳しい指導がありまして、1日の取水権であります2,850トン以上取ることはならんという厳しい指導がございました。大阪府も取水権の認可をおろす段階で、取らない状態で、見た目でこれ以上取れないというようなものをしてもらわんことには認可もありませんし、やはりこれ以上の取水量を取るわけにはいかないということで、今現在1日2,850トンの取水の確保をしておるところでございます。大阪府の府営水が大きくふえたのは、これが大きな原因でございます。

一方、我々といたしましては、これからこの金熊寺川の水利権をいかにして多く取れるかという

ことをやっていかなくてはいけないなということで、この水利権というのは非常に難しいところがあるんですけども、何とか大阪府へも取水権をふやす許可をいただけることに我々はこれから努力してまいりたいと、かように思っております。大きな原因は、この取水量の件でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） どういう努力をしてきたのかと、努力の中身についてということでございますけれども、私先ほど御答弁申し上げましたように、決してばかにした言葉ではございませんで、それなりに努力をそれぞれがしてきたということでございますけれども、結果として有収率につきましては平成10年で下がってるということでございますが、これは数字的に見て結果としてそういうことになってしまったということでございますが、私どもとしてはこういうことにならないように最大の努力をして、今後とも有収率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 努力、努力という、そら努力してもらわな困りますよ、それはね、即水道料金にはね返ってくるわけですから。これだけ厳しい状況のもとで、水道料金、公共料金の値上げというのは、即生活に根底から響いてくるわけですから、努力してもらわなあかん。

いわゆる有収率を引き上げるという、厚生省の指導値である95%まで引き上げるというその1つの大きな主たる努力目標が管種替えだったんですよ。ここにも書かれてますよ、ちゃんと。ところが、それをやったにもかかわらず結果はむしろ後退をしている。そしたら我々は何に依拠したらいいんですか。市民は何に依拠したらいいんですか。努力を待っておるわけです。ところが、その主たる努力の一番の柱がなかなか効果をあらわさない。

90%では困るんです。90%は到達したことがあるんです。95%に持っていかなければ厚生省の指導値に行かないんです。5%上がったらどれだけ、約100万の、今の178円何銭ですか、

給水原価。これで計算いたしますと、5%上がりますと約40万トンですから——そうでしょう。40万トンでしょう、大体800万トンですから。これだけのものですから、約1億に計算上はなってくるわけです。

だから、この辺の具体的な努力をほんとにやっていく。他に、石綿管の管種替え以外にあるとしか思われませんよ。管種替えをこれだけやってきたけれど、相変わらず漏水は起こる。そしたらほかに原因があるんじゃないか。そういうことも1つは十分にここで御披瀝いただいて、これについてはこういうふうにやっていくんだと、管種替えだけでは漏水事故を防げないんだ、有収率を引き上げることができないんだ。他の方法についても調査をして、それを具体的にここへ提起して、その解決に向かって鋭意努力をしていく、こういうことが具体的に出ないと、管種替えをやったのに結果が出てないんです。ほかに原因ないんですか。それすらつかめてないんですか。どうなんですか。

平成7年の値上げにかかわる論議のときに、私は開発絡みの漏水事故、ブルやショベルカーがどんどん道を縦走していく。そういうことで圧を受けて管が破裂する。そういうことも主たる原因ではないか。その辺もよく調査をして、それに係る漏水事故、それから有収損益の額、これも提示してくださいと、こういうふうに早くから私は言ってるんです。あのときにはやりますと言いながら今もって——今もその回答があるかなと思ったんです、これだけ言うてるんだから。石綿管の管種替え、効果ないということを言うてるんですから、他に何か……。5年前に言うてるんですよ。これも違うか。調査をいたします、後刻報告しますと。きょうは報告ないんですよ。もっと真剣に、水道料金にはね返る、市民の生活に影響が及ぶ、こういう立場からやっぱり今回の有収率引き上げに至らなかった原因、深く分析をして報告してください。これからではあきませんよ、5年前に言うてるんやから。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 大変耳の痛い御意見でございます。当然私としても同じ気持ちでござ

いまして、有収率を上げるために最大の努力をしなければならぬというふうに思っております。

特に石綿管の管替えといいますが、それによりまして有収率が数字的には上がってないということですが、これは当然改修をするということですが、これは当然改修をするということですが、何らかの原因がほかにあるということも考えられますので、当然ことしについては漏水調査、これしか現在方法がないというふうに思っておりますので、これについてはできるだけ全域やってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（嶋本五男君） 和気君、まとめてください。
13番（和気 豊君） ちょっと待ってくださいよ。

議長（嶋本五男君） いや、まとめてください。
回数がありますので、まとめてください。

13番（和気 豊君） 僕が言うてることを後送りしたような答弁をするようなね……。

それで、上林さんね、先ほど大阪府から嚴重にいわゆる伏流水の取水権の問題で言われてる。確かに堀河ダムはかんがい用水ダムと、こういうことで出発してますから、いわゆる農業用水優先と、これは厳に心してかからなければなりませんから、それに影響を与えるような取水というのは、これは慎まなければならない。

ところが、今まではこれでやってこれたわけですね。そして、むしろその時期からいえば、どんどんいわゆる六尾水系のかんがい用水に係る受益田の状況というの減ってきてるように思うんですね。だから、そういう点ではいわゆる農業用水前提ですよ。だから、これを侵すことはいささかも許されないですけども、農家の皆さんも一緒にこの水をお飲みになっているわけですから、そういう点では受益田等減ってきている。そして、堀河の取水が一定上水に回せる、こういう条件が出てきておれば、そういう立場でやっぱり交渉もしていく、こういうことも必要ではないだろうかというふうに思うんです。

それから、堀河ダムについては、私はきのう見てきたんですが、朝早く行ってきたんです。非常に湯水で、大分ダムの地肌があらわになってきてるんです。

それで、前のときも、7年の値上げのときもしゅんせつ問題が1つはある議員から提起をされたことがあるんです。本来貯水能力300万トンあるんだけど、200万トンしかない。それだけ土砂が堆積して、有効に使うためには、300万トンを貯水するためにはしゅんせつが必要なんではないか。そうすれば、その方は農家の方でしたけれども、取水権、かんがい用水権を持っておられる方でしたけれども、そういうことであればもうちょっと水を取ってもらっても許されるんだ、こういう御意見を吐いておられました。私はもっともだと、こういうことで、そのときに貴重な意見だということで拝聴いたしました。

そういう努力も、これは府がつくってくれたダムですから一定府に物を言って、そういうところも府にいたずらに一方的にやってもらうわけにはいきませんかしょうけれども、市も対応して一定の自己水確保の努力をしゅんせつという具体的な行為にあらわす必要があるのではないかと、こういうふうに思うんですが、その点どうでしょうか。

議長（嶋本五男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 自己水の件で再度のお答えをいたしたいと思います。

この取水を水利権以外に多く取ってたということは、我々市民を指導する立場の者としては、いけないということは十分わかっておりました。しかしながら、おっしゃるとおり金熊寺川上流には堀河ダムがございます。取水地点では水が流れてきます。やはり人情的には取りたいなという気持ちで、今まで大阪府の指導もあつたんですけども、そういう形で取水しておりました。

また、大阪府の指導も5年前から始まったんですけど、余りきつくその5年間はなかった。我々自体もやはり安易な気持ちがこの結果を生んだんじゃないかということで、5年たった時点で大阪府から厳しく指導がありましたので、今回そういう形で取水制限をしなくてはならなかったというのは、先ほど述べたとおりでございます。

これからの金熊寺の自己水につきましては、先ほども申しましたようにやはり堀河ダムがございます。これはかんがい用水ですけども、その余

剰水があれば何とか使っていきたいなというようなこともありますので、その面の水利権の確保にこれから努力していきたいと、かように思っております。その努力の内容は、やはり議員おっしゃるとおり、堀河ダムがかなり埋まっております。そのしゅんせつも視野に入れまして、何とか取水の増量に努力していきたいなと、かように思いますので、ひとつよろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） 質疑の途中ではございますけれども、3時30分まで休憩いたします。

午後3時 6分 休憩

午後3時33分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9号議案について質疑を続行いたします。質疑はありませんか。——北出君。

21番（北出寧啓君） 簡単なことでちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、石綿管の人体に対する影響という問題で、主に一般的に言われているのは、ちょっと今もインターネットでアクセスしたんですけども、この中で特に泉南地域の紡績工場にアスベストにかかわって6.8倍の肺がん患者がいるというふうなデータが記載されておりましたけれども、水道の場合は基本的に胃とか腸の粘膜に一定の作用が起こるのかなと。ここで中皮腫という形で、そこに発生するがんのことについてはかなり記述されているんです。

私が申し上げたいのは、水道部として、今後でいいんですけども、今後改めてその辺のアスベストの影響をきちっと整理して、一定報告をいただけるようにしていただきたいというふうに思います。先ほどの議論の枠組みではかなりの部分が不明なままであるので、その点をお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

それと、あと1点、例えば水道は特別会計でありまして、独立採算制で運営しておりますから、例えば石綿管を5年間じゃなくて1年間ですべて交換するということになれば、特別会計に対する予算圧迫ですよね、それが水道料金に対する影響とか、その辺はどんなように考えてらっしゃるのか。

以上2点においてお答えいただきたいと思いません。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 北出議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目のアスベストについてでございますけれども、水道に係ります影響と申しますか、そういうものを資料としてまとめて提出せよということでございますが、これはできるだけそういうふうにいたしたいと思っておりますが、現在アスベストの影響につきましては、要するに吸い込んで影響が出るというふうな資料はございますけれども、それが水道水にまじって飲んだときにどういうふうになるかということについては、なかなかそういう資料がないようでございますが、我々としてはそういうふうなものがあるかどうか、またどういふ影響があるのか、あればまとめてお出しを申し上げたいというふうに思います。

それと、アスベストの管の改修でございますが、これが1年でするとどれだけ水道料金にはね返るのかということでございますが、これは特に幾らはね返るというようなことは計算はしてございませんけれども、当然我々1年間の予算と申しますか、そういう中で特別影響があるような工事ということは非常に難しゅうございますので、できるだけ平年化した予算で着実にやっていくというのがベターだと思っておりますので、そういうふうにしてまいりたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） ほかに。——林君。

22番（林 治君） 先ほどから水道会計の赤字問題ですね、その赤字の原因は一体何かということの議論が進められてきたわけですが、漏水問題と同時に、もう1点はりんくうタウンへの投資、これがあと収益的収支の方にも今後はね返ってくる問題によるいわゆる収益的収支の採算性の問題ですね。この点も1つあると思うんです。この点が1点ですね。

それから、もう1点は、私はこの会計をずっと精査してみました。これは事業の中身がいわゆる受託工事だとか、それから水道行政として直接的に施設の改良工事としてやらなければならないものというふうに若干分かりますから、私も単純に

言えないかも知れませんが、しかし少なくとも水道行政の側で行っている建設工事ですね、建設改良工事というんですか、いろんな工事がありますが、その工事の一覧表が23ページと、全体では29ページ、30、31ページと、ここに全部書かれております。

全体での工事量は相当な額に上るわけですが、そのうち、計算を単純にわかりやすくするために最低1,000万円から以上のものについて私は計算をしてみました。ただし委託契約の関係は省きました。委託契約を省いて、それで全部で計算してみますと5億2,091万2,000円、これは設計金額です。これらの事業の入札による落札額のトータルは4億8,595万円。数字をずらっと並べますが、最低制限価格の方は4億81万8,900円です。

そこで、設計費の中に占める落札額の割合というのは、実は93.28%、これがやっぱり1つ大きな問題なんです。93%を超える落札だと、設計費に関してね。これは一般的に言えば、全国オンブズマンが統計とってやって、90%以上はやっぱり談合があるというふうに言われてるんです。

そこで、私はさらに計算を進めて、市が決めたいわゆる最低制限価格ですね。これでもその仕事ができるという価格ですね、単純に言えば。最低制限価格というのは、市としてはこの費用でこの工事はできるということを決めた額であるはずなんですよ。いろいろあるでしょう。それは上回るものもあれば下回るものもあるかも知れませんが、ほぼこれではできるということです。でないと最低制限価格というのは決められませんからね。だから、今細かい綿密な話は別として、一般的な話として、大体そういうふうに市が決めて、その金額と実際の落札額との差額が総額で金額にして7,776万1,000円。これは最低制限価格より全体の価格がこれだけ高くで落札というふうになってるんです。

この中でも、1つは金額的に大きなものもあります。六尾の浄水場の高圧受電設備改良工事、これなんかがやっぱり92.9%で1億3,650万ですか、これはこの中で最も大きなものです。ですから、今回の水道会計の赤字の問題を具体的に少

しでも行政として、市民のために節約をして経費を少なくして効率的に、そして良質の水を安く提供するというそういう基本的な方向、これは市長も当然お認めだと思うんですね。

そういう立場から物を考えて、やはり入札問題もきちっとそういう点では、今大変な不況のときではありませんが、やっぱり業者の皆さんにもできるだけ安い価格できちんとしたよい仕事をしてもらうという努力が私は必要だと思うんです。そういう点では、泉南市の全体のこの費用は非常に高いです。

一昨日でしたか、御紹介しましたが、貝塚市も1,000万円以上では設計に対して落札は81.2%になってますから、それに比べると泉南の設計価格に対する落札額の93.28%、これはやっぱり一般的統計数字としても高いことは明白なんです。ですから、私はこういった問題の努力も必要だというふうに思うんです。その点でまずどうでしょうか。

議長（嶋本五男君） 廣岡業務課長。

水道部業務課長（廣岡 昭君） 林議員御質問のりんくうタウンの関係でございますけれども、これの収益的収支への影響といたしまして、単年度で2,890万円程度と試算しております。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 工事の関係でございますけれども、現在水道部におきまして本庁と同じやり方で工事入札等につきまして進めております。

確かに先生御指摘のように、貝塚市に比べれば九十何%ということが高いということでございますけれども、一概にこの数字をもって悪いとかいいとかというようなことは言えないのではないかと、いうふうには思っておりますけれども、当然私も少ない経費で同じ効果を得ることが一番いいわけでございますから、これについては私ももそれなりに考えていかなければならないというふうには思っておりますけれども、現在私も本庁と同じやり方でやっておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと今の部長のお答

えは、これでよいとか悪いとか言えないとか言いながら、やっぱり貝塚のように落札率が低いというのはいいことだというふうにも言っていました。それで、部長、そしたら入札で敷札決めてやってるんですか。やってるんですね。どうなんですか。

議長（嶋本五男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） お答え申し上げます。

敷札の件については、やってはおりません。

議長（嶋本五男君） 林君。
22番（林 治君） そうすると、これは私の議論でその率が非常に高過ぎるじゃないかと、水道会計でもこうじゃないかということ言ってるわけですよ。だから、そのことにやっぱり答えられる人が答えてくれないと議論が前へ進まないんですが、ちょっとその点、理事者、部長はやっておらないとすると、この間の答弁では、市長は私は委任した者にやらせると、私はやっていないというてははっきりそこで明言されたので、じゃそしたらどなたが——あと助役しかおらんわけですが、敷札を決めたのは。そういうことですか。そういうふうに理解していいんですか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 水道部におきまして、こちらの市の事業と一緒に私が指名した者が敷札を入れております。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） はっきりしてるのは、部長がやっておらないものは、そしたらもう部長の上は助役しかないし、その上は市長しかないし、その市長と部長がやっておらないと言うんですから、助役しかないんですよ。大体こういうことを隠そうとするから、そこから問題が発生するんですよ。問題は、今は情報公開の世の中ですよ。はっきりすればいいんです。その中で正々堂々とやるべきものはやったらいいんですよ。そうじゃないですか。市長がそういうふうに変に隠し立てするから疑惑を生むんですよ、現実的に。

もっと業者への対応も、やはり市民はこの厳しい中でみんな税金を払ってるんですよ。いろんなこと聞きますよ。しかし、一般的に大多数の市民は、厳しい税金を払ってる。しかも、泉南では今徴収率が悪いでしょう。市の調査でも、それから

岸和田以南の岬までの広域行政圏の調査でも、泉南市に住み続けたいという人が一番少ないんですよ、今率でも50%ほどで。資料ありますよ。首振るんやったら資料を出してやってもいいですよ。市の調査でも出てますよ。

ですから、やっぱりそういうことはみんなが税金も積極的に納めて、そして市長と一緒に、また泉南市をよい市にしていこうという気持ちになるようにしていかなあかんわけです。そのためには、みんな厳しい税金を納めてるんですよ、市としても税金の使い方ということについては、むだは省かないかんし、不公正なことはないかんし、やっぱりそのとこの努力が必要なんです。だから、私は入札問題をこうして取り上げてるんです。これは最低制限価格から見ると、今言ったようにこれだけの金額だけで1,700万も多いということは、やっぱりここでの努力が絶対必要だと思いますよ、非常に率が高いんですよ。

そして、この設計金額というのは建設省が示したもので、全体として設計業者は大体皆一緒でしょう、基本的には。そんなに泉南市の設計単価をべらぼうに高いものにしてるわけでもないし、低いものにしてるわけでもないでしょう。もしかしてるとしたら、そんな設計業者は皆改めないかんですよ、設計を出してる仕事そのものから。そういう議論に発展せざるを得ないですよ。

市長が首を振られると、私は嫌でも言わないかんようになってくるんですよ。今度の問題でもあったでしょう。公共下水道のことで、9-9と9-10で、そんなもんあり得ないようなことが起こってるんです、市の入れた金額と一致するという。まだここにもう1件あるんですよ。例えば10-5では、これはいわゆる抽せん型です。これは非常に厳しいということで、市長はせっかく落札率が低いのにこれをやめてしまいましたけども、これでもやっぱり9-9を取った同じ業者がぴったり一致した金額で、最低制限価格で落札してますよ。こんなことあり得ないんですよ、実際問題として。特定の業者がそういう金額でいつも取れるというようなことは絶対ないんですよ、率からいって。

私は、いろいろとこういことができてると想

像しますよ、いろんなことをだれかて。これは本来は市長に絶対権限があるんですね。市長が指名してるから市長は安心してくださいと言いますが、安心できない事態があるから言ってるんです。だれがこの市の入札制度を握ってるんかと、こうなってますよ。だから、きちっとその点は、私は今水道会計の入札問題でやってるんですから、ここで決算書が出てるんですから、言うて当たり前でしょう。泉南市で一番たくさん金使ってるんですから。

だから、その点、この制度をできるだけ速やかに、市長はきのう御安心くださいと言いましたけども、ほんとに安心できるような内容に転換しないとだめだと思いますよ。そうじゃないですか。こんなことあり得ないんやから。明確にそういうことができないような制度のあり方を、たとえ途中であっても、例えば途中で、たしかつい6月の定例会の前ぐらいから、下水とそれから水道とを一緒にやるということを年度途中で決めてるんですよ。だから、できたら私はそういうことも含めて速やかに、特に使い勝手がええかどうかとか、そういう一般論じゃなしに、これは市民の税金を預かってるんですから、市長、そういう点では速やかにやるべきことはやるというようにしなかったら、いつまでも疑われますよ。どうですか。改善する気持ちはありませんか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 入札にかかわっての最低制限価格と予定価格の話も出ておりますが、あくまでも予定価格が我々が予定している入札の1つのラインであると。最低制限価格というのは、これはノーマルな数字ではないわけですね。最低、要するに例えばけた間違いとかそういうことがあってはならんということで、いろんな経費を除いても採算が非常に厳しい、採算割れするラインというのが最低制限価格ですから、そこを基準にするんじゃないくて、やはり予定価格というのが1つの基準になると。最低制限価格というのはノーマルじゃなくて、どちらかといいますとアブノーマルな数字と、こういうことになるわけでございます。

泉南市もことし1月から予定価格と最低制限価

格の事前公表をいたしました。今9月に入ったとこなんですが、半年経過したということでございますが、最初から試行という形で1年間の試行をするということを申し上げております。したがって、ことしいっぱい、12月までで1年になるわけでございますから、その間の統計をとって、そしていろいろ問題点があるとすれば、速やかに改善をしていくと、こういう考えでおります。

それから、数字の一致ということでございますが、大体入札とかそういうものは何十何円まで一般的には入れないわけで、大体ラウンドナンバーで切りますので、これは数字の並びの問題でございますから、当然一致するということもあり得るわけございまして、それが絶対ないということではございません。ただ、頻度としては非常に少ないというふうには思っております。

議長（嶋本五男君） 林君。まとめてください。

22番（林 治君） 11年度は実は1件もないんですよ。全部調べました。そんなに起こり得るものじゃないんですよ。でも、これ、いわゆる行政の側から漏えいしてたら大変ですよ、実際問題として。漏えいしてたら知った人が支配することできるんですよ。わかりますか。だから、一致することがあり得るといったって、2つ同時に一致するようなことはめったにないんですよ。そんなこと言ってたら、世の中やっぱりだれもが信用しなくなる。

それと、市長はアブノーマルだと言いますが、貝塚ではほとんどの、これはいわゆる設計金額に対する落札額の比率で81.2%ですけども——これは1,000万円から1億未満の工事です。これがその比率で入ってるんですよ。業者の方々はそれで仕事してるんですよ。喜んでやってるんですよ。泉南市でも私はできないことはないと思います。ただ、市長の側に市民の税金を大事に使おうと、水道料金にはね返るようなことはやめとこうということで努力する気持ちがあるかどうか、それ1つしかないと思うんですよ、私は。

私は、今市長が1年間試行だと言いましたが、これはことし税金を納めてる人たちに対する市長としての市民への誠意を持った行政姿勢を示すという点では、私は年度途中の変更も含めて積極的

によい方法を、ほんとはもっと全体として研究していただいてやらないかと思うんですが、私の方からの提案で申しわけないけれども、実際上そういう事実関係というのは数字的に出てるわけですから、ぜひとも私は積極的に一日も早く、これから9月から入札がずうっと始まりますからね、そうでしょう。一般的にこれからことしの入札がざあっと始まりますから、そういう点で抽せん型がだめだというのなら、例えばせめてこういう形でやっていくということで、抽せん型は金額が違いますから、今は1,000万から1億と。私は1億までという限定してるんじゃないですよ。計算上そういうふうにして数字を出したんで、そういう方向で私はやっていただきたい。

このことを希望すると同時に、最後に市長にそのことについてのもう一度——それからこれは泉南の土木建設業組合からの申し入れもあるということです。このことも含めて、業者間はこのことについては相当厳しい目をしてますよ。ひとつよろしくその点について市長の見解を最後にお聞きしたい。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 入札の透明性、それから公正性を確保するという目的で、それまでは事後公表でございましたが、ことし1月から事前公表いたしたところでございます。

今のところ半年経過ということでございます。まだ事例もちょっと少のうございますけれども、1年間の試行という形でやっておりますので、1年間というのは1月からやっておりますから、暦年でことしの12月までの統計をとって、そしてその実態によっては来年1月から、いわゆる年度途中になるかもわかりませんが、さらに合理的な案があれば、そちらの方に改善をするというふうには考えたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。——
—小山君。

2番（小山広明君） 議案9号の1999年度の水道事業会計決算に賛成の立場から討論させていただきますので、よろしくお願ひします。

議論の中でも明らかになったと思いますが、安全に対する姿勢が、言葉では最大限の表現をされておるわけでありませうけれども、石綿管の問題や、また塩ビ管の環境ホルモンの問題に対してもっと機敏に対応していただきたいと思ひます。

また、自己水の確保の努力についても、せっかく自然豊かなこのような地形の中で、自己水の確保については努力をしていただきたいわけでありませうけれども、河川水の取水に対しても余りいい形でなくやっておったようでありませうけれども、やはり正面突破できちっと堂々と話し合いをして、自己水の確保をぜひしていただきたいと思ひます。

また、料金体系の問題でありませうけれども、大口ほど一般家庭よりも安いということが答弁されたわけでありませうけれども、やはりこれは水を節減していくというところからいへば、水が多く使われないという、そういう料金の部分でもそのような対応がぜひ必要だと思ひますが、そのような見直しも十分なされておりませう。

また、漏水に対する分析も全くないと言っているかと思ひます。例に出しましたけれども、火事などで使ういわゆる消火栓の水などは、やはり独立した会計からいへば、きちっとこの分における料金の取れない水の範囲、また漏水によって漏れているというものをきちっと分析した中で漏水対策をしなれば、きちっとした対応ができないと思ひわけでありませう。

また、料金の値上げ問題が言われておりませうけれども、やはりこういうようなことをきちっと努力した上で、生活に必要な水道水については、余り値段が上がらない方法を努力していただきたいと思ひます。

そういう意見を付して賛成の討論をさせていただきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——和気君。

13番（和気 豊君） 先ほどの質疑でも明らかになりましたように、今回の1億2,900万を越す赤字、この主たる原因が府営水の依存にある、こういうことが明らかになってまいりました。

さすれば、当然長年懸案の事項でありませう自己水の確保、このことに努めると同時に、泉南市では問題でありませう有収率の問題、厚生省の指導基

準が9.5%、府下平均も93.7%という数字であります。平成10年度でいえば府下平均に上げるのに7.53%、平成11年でいえば4.82%と、平均5%上げることによって1億円の新たな収入源が確保されるわけであります。そういうことで、有収率を引き上げる、そのことにどういう手を打ったらいいいのか、このことには極力努力をいただきたい。5年前のあの値上げのときにも厳しく提起をしたところであります。

それから、もう一つ、りんくうへの布設、約10億の投資をしているわけであります。この投資額はもちろん府の企業局会計から入ってきたわけでありますが、しかし1年ごとの2,890万円の減価償却費、これは水道料金に大きくはね返ってまいります。水が使われ、給水料金が確保されればまだしも、ほとんどと言っていいほど給水料金にはせっかくの投資がはね返ってこない。そのことがいたずらに2,890万の減価償却費をふやしている。これは当然収益的収支、すなわち水道料金を収入源とするこの会計に大きな影響を及ぼしてまいります。この点でも大阪府にりんくうへの企業、水道料金を確保するための要請を強くするべきであります。努力することは多々あります。そういう点を抜きにして放置する、こういうことは許されない点であります。

10月には府営水の料金改定が行われる。そういうときだからこそ、強く大阪府に物を言い、要請をすべきことは要請をし、泉南市の水道料金を極力抑える努力をしていただきたい、こういうことを付してお願いもし、賛成といたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり認定することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第9、議員提出議案第10号 泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し、重里 勉君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。重里 勉君。

16番（重里 勉君） ただいま議題となりました議員提出議案第10号、泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提出議員を代表して提案理由並びに改正の内容について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、去る平成10年第4回泉南市議会定例会におきまして、本年10月に執行されます一般選挙より議員定数を現行26名から3名減員し23名とする旨、泉南市議会議員定数条例の改正を行ったことに伴い、この議員定数の改定により、この際常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項等について検討の結果、第2条、常任委員会の名称、委員定数及びその所管について、現行4常任委員会を総務文教常任委員会8名、厚生消防常任委員会8名、並びに産業建設常任委員会7名の3常任委員会とし、所管事項につきましても、おのおのお示しいたしておりますように改正いたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

なお、附則といたしましては、本条例につきましては、本年10月の一般選挙後の新しい議会構成による任期が始まります平成12年10月28日より施行しようとするものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、提案理由の説明にかえさせていただきます。議員各位におかれましては、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。——質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——成田君。

14番（成田政彦君） 意見を付して賛成したいと思っております。

提案理由に示されましたように、常任委員会が4つから3つに減るのは、定数削減が基本的な原因であります。我が党は、定数削減がされたならば議員の審議権が奪われるものとして、定数削減を厳しく批判し、反対しました。結果的には、常

任委員会が4から3となり、議員としての市政に対するチェックが非常に狭められる、そういう結果になりました。今後、定数削減することによって議員の審議権を奪うことはするべきものではありません。私はそのことの意見を付して賛成したいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議員提出議案第11号 道路財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し、真砂 満君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。真砂 満君。

12番（真砂 満君） 議員提出議案第11号、道路財源の確保に関する意見書について、案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

道路財源の確保に関する意見書（案）

道路は、安全で安心な生活の実現を図るとともに、活力ある経済・社会活動を支える最も基本的な社会基盤であり、都市圏・地方圏を問わず、その整備に強い期待が寄せられている。

また、高齢化、少子化が進展している中、21世紀の社会基盤を計画的に充実させるためにも、道路整備は一層重要になっている。

本市においても、21世紀を間近にひかえ、将来像である「水・緑・夢あふれる生活創造都市・泉南」を目指し、都市の骨格としての道路網の整備を促進するとともに、通過交通や地域内交通など性格に応じた適切な分離と体系的な道路整備を図る途上にある。

そのため、これらの施設を支援し、その機能を十分に発揮するための道路整備はもとより、本市域を通過する国道26号の充実整備や、防災、環

境、快適性、障害者、高齢者等が自由に移動できるバリアフリーに配慮した道路整備促進が急務となっている。

よって、政府はこれらの道路整備の重要性を深く認識され、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1、新道路整備五箇年計画に基づき、着実かつ計画的に道路整備を推進していくため、引き続き道路特定財源制度を堅持するとともに、特定財源による道路整備の推進に支障を来すおそれのある制度を導入しないこと。
- 2、平成13年度予算においては、新道路整備五箇年計画の完成達成のため、一般財源を大幅に投入し、道路整備費を拡大すること。
- 3、震災対策、防災対策、良好な沿道環境づくり、交通安全対策等安全で快適な道路環境づくりを一層推進すること。
- 4、地方公共団体の道路整備財源の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成12年9月7日

泉南市議会

以上でございます。議員各位におかれましては、どうかよろしく御賛同のほどお願いします。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。——質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、これを可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第11号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議員提出議案第12号 消費税率の引き上げ反対に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して、松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

6番（松本雪美君） 議員提出議案第12号、消費税率の引き上げ反対に関する意見書について、案文を朗読して提案といたします。

消費税率の引き上げ反対に関する意見書（案）

過去最悪の失業率、激増する倒産、高まる経済不安、そして空前の財政危機で、国も自治体も国民のくらしも、そして日本の経済そのものが依然として不安な状況になっている。

これまでも消費税が国民の消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にしてきたことは、国民共通の実感であり、政府自身も公式に認めてきたところである。

消費税はもともと所得の低い人ほど重い税金であり、多くの国民、商工業者を苦しめ、くらしと営業を破壊することにつながるものである。

政府の税制調査会は、去る7月14日、消費税の引き上げを中心とする庶民と中小商工業者への増税路線を盛り込んだ「中期答申」を政府に提出したが、弱者への増税一辺倒の「答申」では、景気回復どころか、一層不安な事態を引き起こすことは明らかである。特に本市においては、大不況の波をうけ繊維など地場産業は倒産・廃業を余儀なくされている。こうしたもて、とりわけ泉南地域の有効求人倍率は全国平均の2分の1と極度に低く営業と雇用は深刻な状況である。今でも市民生活は不安な状況下であるにもかかわらず、さらに、これ以上の高負担は耐えられない。

景気回復と財政危機の克服には消費税の増税ではなく、公共事業の無駄を省くことをはじめ、税金の使い方を抜本的に見直すことこそ必要である。

よって消費税の引き上げをしないよう強く政府に求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により

意見書を提出する。

平成12年9月7日

泉南市議会

以上です。御賛同よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、これを可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立少数であります。よって議員提出議案第12号は、否決されました。

次に、日程第12、議員提出議案第13号 激増する輸入野菜に対する緊急輸入制限措置（セーフガード）の発動を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し、大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

5番（大森和夫君） 議員提出議案第13号を案文の朗読を行い、提案にかえます。

激増する輸入野菜に対する緊急輸入制限措置

（セーフガード）の発動を求める意見書（案）

WTO協定の実施から6年、政府による農産物流通の規制緩和と輸入自由化政策の推進で、いま、生鮮野菜をはじめ農産物の輸入が急増している。協定受け入れ前の1993年と比べても、大阪の特産であるタマネギの輸入が3.6倍、キャベツが4.2倍、ナスが103.6倍など、生鮮野菜の輸入が41万トンから91万9千トンと2倍以上に急増し、今年もさらに増加している。しかもこれらの輸入野菜は、みな国内産の半値以下で入荷し、

その結果、国内価格の暴落を引き起こし、生産農家はこのままでは「運賃にも箱代にもならない、畑で働きこんだ方がましだ」と悲痛な声をあげており、生産の縮小・離農を余儀なくされている。

WTO協定では、「セーフガードに関する協定」で、特定製品の輸入の増加が「国内生産に重大な損害を与え又は与える恐れが政府の調査で明らかになった場合」は、「特定の製品の輸入に対する緊急措置」をとることができることと規定している。

政府が、自国の農産物の生産を守るために必要だと判断し、セーフガードを発動すれば、輸入数量を制限し、四年間継続できる。WTO協定後でも、アメリカ、チリ、韓国、チェコ、ラトビア、スロバキアなどは、たびたびセーフガードを発動しているが、わが国では一度も発動されていない。

いま、輸入農産物が激増するなかで消費者・国民も食料の安全に不安を強めている。圧倒的多数の大阪府民も、大阪特産の生鮮食料品がほしい、府内の農地を残してほしいと願っており、大阪の農業は都市住民の身近に生鮮野菜を供給する基地として、また自然とふれあう都市住民の憩いの場として貴重な役割をになっている。新農基法でも明記された、「都市住民のニーズに応える都市農業の振興」の趣旨からいっても、現在の輸入野菜急増の影響は看過できないものがある。

よって政府は直ちに、必要な手立てを尽くし、激増する輸入野菜の緊急輸入制限措置（セーフガード）を発動し、国内農業と野菜生産を守り、農業のある街づくりが前進できるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

平成12年9月7日

泉南市議会

議員各位におかれましては、賛同していただくようお願いいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、これを可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第13、議員提出議案第14号 定率制の導入など新たな負担増をもたらす医療制度「改正」に反対する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し、和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

13番（和気 豊君） 定率制の導入など新たな負担増をもたらす医療制度「改正」に反対する意見書、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

定率制の導入など新たな負担増をもたらす医療制度「改正」に反対する意見書（案）

患者に新たな負担増を強いる医療制度「改正」案が秋の臨時国会に再提出されることがほぼ確実になってきた。

「改正」の一つは、70歳以上の患者負担増である。外来・入院とも現行の定額負担から一割定率負担を中心に据えることによって窓口負担は平均で1.5倍になる。また、診療所外来の負担より200床以上のいわゆる大病院の外来の負担が6割前後引き上げられることも明らかになっている。

泉南市ではこの制度「改正」により、約5500人の高齢者が影響を受けることになる。同時に、去る8月1日から大阪府の老人医療費一部負担の助成を打ち切られた約800人の高齢者にとっては二重の負担増となる。

これらの制度改悪が、受診抑制を加速させるばかりか低所得者の高齢者を大病院から排除し、老人への医療差別をさらに拡大させることは必至で

ある。

患者負担増の根源は、国庫負担分の削減にある。医療費の国庫負担率は80年の30.4%から、97年の24.4%へこの17年間に6%も減らされている。

医療費への国庫負担率を計画的に増やすには公共事業のムダや浪費をやめ、大幅に削減することは言うまでもない。

よって本市議会は、政府・厚生省に対し、下記の3点を強く要望するものである。

記

- 1、医療制度「改正」案の提出を取りやめること。
- 2、医療費への国庫負担率を計画的に増やすこと。
- 3、高すぎる薬価や医療機器の価格構造にメスを入れ医療費の引き下げをはかること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成12年9月7日

泉南市議会

以上であります。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、これを可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立少数であります。よって議員提出議案第14号は、否決されました。

次に、日程第14、議員提出議案第15号 同和行政終結宣言についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し、林 治君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。林 治君。

22番（林 治君） 議員提出議案第15号、同和行政終結宣言につきまして、案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

同和行政終結宣言（案）

部落差別は、封建的身分差別の残りものであり、部落問題の解決とは旧身分のいかに問わず、すべての人間の平等・同権を確立し、部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ、差別を受け入れない圧倒的な社会的世論をきずくことである。

1997年の3月末で国の「地対財特法」が終了し、同和事業の終結はいまや全国的な流れとなっている。

本市における同和行政は国の「同和対策特別措置法」に先がけて進められ、すでに35年におよぶ同和対策事業によって、一般地域との格差が大きく解消し社会的交流も進展している。

しかし、不公正な同和事業やゆがんだ同和教育・啓発は新たな差別をつくり出すものとなり、部落問題の解決を阻む要因となっている。

今必要なことは、「同和地区」指定という行政上の垣根をとりはらい、市民の自由な社会的交流と連帯を促進することによって、真の部落問題解決への明るい展望を切り開くことである。

よって、本市議会はここに同和行政を終結することを宣言する。

平成12年9月7日

泉南市議会

以上です。どうかよろしくお願ひいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 何度とこの同和行政終結宣言案というのが出て、否決されても性懲りもなく何度も出してくるこの意図とは一体何なんでしょう。特に差別という問題に対して、考え方なりいろいろ違いはわかると思いますが、こういう議論の中で実際にやっぱり一人一人の人々が差別の中、現実社会の中にあるわけですから、そういう中でこういう議論を政治的な争いの材料にしては絶対私はないと思うんですね。

政治家というのは権力的な存在ですから、相手の違う意見を徹底的に批判したりするのはそれは

わかりますけども、その問題がやはりこういう差別問題——提案者の林さんも恐らく否定はしないと思うんですが、私たちが今生きているこの社会が決して平等な差別のない社会であるなんてことは言い切れないだろうと思いますね、いろんな問題で。

やっぱり差別問題というのは個々に独立してあるというのではなしに、ほんとに連関をしながら、つながりながら1つの差別構造の中で、具体的には一人一人の人々がそのことで苦しみ、悩み、しかし声を上げてなかなか解決しない中で、その差別状況の中でそれを受け入れて生きておるのが現実だろうと思います。

そういう中で、歴史的にいつても、こういう人たちが1人ではなかなか解決が見つからない状態の中で、団結をして立ち上がって、今日の一定、公の場でも部落差別問題が議論される状態になったこと自身は、私はそういう人たちの努力を抜きにしてはあり得なかつたろうと思いますね。

そして、いまだに行政の行う同和施策というのは十分であるはずはないわけですから、この同和地域指定を外せという問題にしても、行政が勝手にここは被差別部落ですよなんて規定はできないわけですから、現実の差別社会の中にある人が名乗って初めてできるわけですから、なかなかしんどい指定作業だと思います。国会での議論の中でも、約1,000の部落がまだそういう同和施策を全く受けられずにあるという、そういう現実があります。

そういう中で、微妙な差別の問題を一方的に議会が、しかも共産党さんは選挙のときでも一番争点に出す課題ですから、私はこれは政治的な1つの行動だと言わざるを得ないと思うんですが、そしてさっきも言ったように何回も否決されても出てくるというあり方に、本当にそういう差別の中に苦しんでる人たちの立場をどこまで思い、本当に差別をなくそうとしておるのが、共産党の勢力が伸びることを第一としておるのではないかと、私はそういう思いを持っておるのですが、そういう点で林さんのその件に対しての考えをいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 本日の会議時間は、議事の

都合によりあらかじめこれを延長いたします。

林君。

22番（林 治君） 今、小山議員から、御質問だと思ってお聞きしてたんですが、議会というところで、毎回の議会はそれぞれ独立して議会が開かれるわけですから、そこで議員が提案権に基づいて提案することを、性懲りもなくとかそういうことを言うのは、全く失礼な発言ですよ。私はそういう発言こそ取り消すことを要求します。

それから、どの政党政派でもそれぞれがいろんな意見を述べて、それで議論することは当たり前のお話なんですから、それをここで提案することを共産党の勢力を伸ばすためにやってるとか、そういう問題にすりかえて批判をするというのは、それ自身はそれこそ卑怯な論理だというふうに思います。

私は、同和行政は、実際上の生活的、実態的な存在するその差別・格差をなくすこと、そういう立場から、これは国自身も全国的にはこれまで大変な予算も使って、その実態について大きく是正されてる。特にこれは御存じのように政府の審議会でもそのことが議論されて、そういう答申も出されてるわけです。

それで、この大阪府下でもこれまで2兆円からの予算が使われた。この泉南でもこれまで200億円からの予算も使われた。例えば實際上、住宅の問題になりますが、泉南市での実態でもそうでしょう。私はこれ以上の同和行政が全体の中での地域的な逆格差をつくり出すものになるという点からも、こういった実態を早くやめるべきだと。特に同和地区と一般地区というふうに分けて、特別な施策をする、そういうあり方自身が、そのことによって地区の人たちを同和地区の人ということによって差別につながるそういう実態をつくり出すことになるわけですから、私はそれは早く是正されるべきだと。既に十分泉南でもそのことはやられているというふうに思います。

それから、いわゆる差別がある限りというふうによく言われるわけですが、これは差別をする、そういうこと自身が恥ずかしい、そういう世の中をつくっていくということで、だれかがそういうことを言えばいつまでも残るといようなことは、

これは許されないと思うんです。同和行政をやらなければならないということは許されないというふうに思います。

いろいろ御意見を言われたんで、余り質問というのはなかったというふうに思います。私もそういう点だけ言うときます。

議長（嶋本五男君） 小山君。小山君、できるだけ議案に沿って質問してください。

2番（小山広明君） 基本的には、私の基本の考え方を初めに申し上げまして、それでは質問を具体的にしてみたいと思うんですが、「同和地区指定という行政上の垣根をとりはらい」という表現があるんですが、一体同和地域指定というのは、私ちょっと触れましたけども、どういう経過で同和地域を指定したのか。

それから、共産党も全国的組織ですから、まだ全国に1,000近いそういう同和地域指定をしてない部落があって、そこには具体的な国の施策が全くしょうがないわけですね。そういうところがあるものは、一体なぜそういう状態にあるのかということと同和地域指定に絡めてひとつお答えをいただきたいと思います。

それから、この文言の中に「わだかまりなく人間として」という、これはだれに対して言っているのかですね。これは差別問題ですから被差別部落、被差別状態にある人々とそういう状態にない人たちがおるわけなんですけど、どこに向かってこの「わだかまりなく」という言葉をかけていらっしゃるのかですね。私は、わだかまりは両方がわだかまるとするんじゃないしに、やはり被差別部落に対してわだかまりを持っている人たちがおる、これが大きな差別問題ですから、だれに向かってわだかまりのない人間というように言っているのか。

その2つの点についてお答えいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 同和地区指定はどういうふうにしてやられたかというのは、これはたしか国の方で同和対策審議会の答申が出されて、あと同和事業特別措置法ですね、これが具体化される段階でそのことの区域指定というんですか、そう

いうことを、いわゆる個人給付等をしていく上でそういう措置がされたというふうに思います。

それで、今はその同和対策特別措置法も、先ほど言いました97年の3月末をもって基本的に終了してるわけですから、それではそれぞれの地方自治体の1つの権限に属する問題もありますから、そこでの議論にゆだねられてるわけです。

それから、全国のはどうするかというのは、そういう問題で議論というのをすればいいんかわかりませんが、ここは泉南の市議会ですから、他市町の問題をどうするかというふうには、他市町のことは参考にしたとしても、他市町の問題まであれこれ言うてするというのは、ちょっと議論を無限に広げるようなことをしては実質的な議論にならんと思うんですよ。私はその点はちょっとむしろ全体としての話として……。

そういう意味では、わだかまりなくというのは、今小山議員の方からは、むしろいわゆる同和地区外のというふうに言われましたけども、私はその考え自身がわだかまりを持ってるんじゃないかなと逆に思うんですよ。同和地区というふうには指定するから、それは同和地区の方も、それから同和地区でない、同和地区というと一般地区という言葉が出てくるので、何でそういうことで人を地区内外に分けるかという問題なんです。そういうことをなくして、わだかまりなくお互いに同じ泉南の市民として、例えば例えば今あそこできてる住宅にも、住宅に困った人がすぐ入れるようにする。

例えば、最近でも樽井で火事があったんですよ。火事あって、おばあさん一人で住まれてたのが、実際に焼け出された。行くところがないです。私、行政の方にも要請しましたけども、住宅がないと言うんです。ところが、きょうも11戸あるという話があったでしょう。あれは同和地区の住宅でしょう。そんなことを言わずに、泉南で被災された人たちを優先して入れることを考えればいいと思うんですよ。その余裕があるんですよ。同和地区にしかないんですよ。それは言いかけたらいっぱいありますよ。プールの問題にしる何にしるそうですよ。だからそういうことをなくして……（小山広明君「質問に真っ正面に答えてな

い」と呼ぶ)いやいや、真っ正面に答えてるんですよ。質問に真っ正面に答えてるんですよ。そういうことをなくすのが、わだかまりなく市民みんなが泉南で住んでよかったというまちになるように僕はやるべきだというふうに思います。

以上です。

議長(嶋本五男君) 小山君。

2番(小山広明君) だから、わだかまりなくというのはだれに対してかと言ったんですが、私はやはり被差別部落の人たちにいつまでも部落差別があるとか、ここは同和地域だと言っておらずに、そういうことにわだかまりを持たずに、みずからがそういう地域指定を外せと、そういうように言って、別に被差別部落の人でない人にわだかまりを持つなということはどういうことか、要するに部落に対する差別を持つな、そういう実態もないんだし、それは偏見だという、差別心を持ったりそういう偏見を持つとる人に対してわだかまりを持つなと言っとるようには聞こえないんで、やっぱり頑張って差別社会の中で差別を解消していこうとすれば、差別を受けとる側が頑張る以外に実際の具体的な解決方法はないんですよ。確かに差別する側にも問題ありますよ。しかし、それは痛みとはなっていない、なかなかね。

そういう点で、私はわだかまりを持つなとか、垣根を取り払えというのは、だれがだれに向かって言っておるのかといえば、私は林さんの考えは、要するに被差別部落の人たちに向かってそういう垣根を取れと、垣根なりそういう地域を指定しておるから差別があるんだというように私は聞こえるんで、そういうことに対して明確に答弁してほしかったんですけども、答弁がなかったと。

それから、同和地域というそういうことがあるから差別につながるんだというのであれば、現在あなた方が評価しておる国の施策、国が2兆円ですか、それから泉南市が200億円やってきたというのは……(和気 豊君「大阪府が2兆円」と呼ぶ)大阪での2兆円ね。そんなことに声を荒らげんでもいいでしょう。(和気 豊君「声は荒らげてない。聞こえるように言うてる」と呼ぶ)

そういうことで、そういう同和地域指定がなければ、今も言うように、1,000の被差別部落が

あっても、まだ同和施策ができない、それは指定してないからできないんですね、法律の関係で。そういう指定することによって、泉南市は特別な国の財政支援を受けて同和施策をやって、あなたも評価しとるような一定の事業が進んだわけでしょう。それはやはりそういう被差別部落の人たちが、今よりももっとひどい差別状態の中で、ここは被差別部落だ、あそこは被差別部落だよと外から指を差されるんじゃないし、みずからもそれを名乗ることによって、そして国の事業が受けれたんじゃないですか。

それは、あなたの言う地域を指定するからだ。指定しなかったらそういう事業をしなかったんでしょう。また、する方法がありますか。勝手にここは被差別部落だと、だから同和事業をするんだということができないでしょう。

だから、私は同和地域というものがどういう形で指定されたのかというのは、あなたは真正面から答えなかったね、国がどうのとか事業があるからと。しかし、それを実際にやろうとすれば、その人たちがよりその現実の現場では、実際の状況では差別を受けるでしょう、そら。知らない人もおるわけで、知らなかったら差別しようがないわけですからね。しかし、ここは明確に被差別部落だということを公言することにより、知らない人まで、ああそこは部落なんだ、こっちは違うんだと、そういう偏見的なことをするしとったわけでしょう。そういう中で名乗りを上げる形で行政がそのことに国民的課題として取り組んできたわけでしょう。

しかし、今の行政でも、議論をしててもなかなか部落問題が真っ正面から本当に……

議長(嶋本五男君) 小山君にちょっと申し上げます。質疑ですか、それとも意見ですか。

2番(小山広明君) 質疑じゃないですか。聞いたつたらわかるでしょうが。

議長(嶋本五男君) それなら反対討論でやっていただけますか。質疑をやってるんで。

2番(小山広明君) 質疑をやっとるんで、意見だったら反対討論と言われても……。私が2つの質問をしたのに明確に答えてないから、そのことを私は言ってるわけですよ。

議長（嶋本五男君） その部分を指摘して、答えてもらうのなら答えてもらうようにしてください。
2番（小山広明君） だから、議長も聞いておられたら、私は2つの問題に絞って、どういう形で同和地域指定がされたのか。これを外せというんですからね。そしたら、つくってきた過程がやっぱり理解されてなかったら外すことはできないわけでしょう。

それから、わだかまりについても、私はやっぱり差別を受けるわけですから、強い意思的な抵抗心を持ちますよ、だれでもね。それに対して、そういう差別を受けたことのない者がわだかまりを持つなって上から何ぼ言うたって、そういう差別の実態がある限り、わだかまりを持たんでいいような状況をつくるのが先であって、同和地域というのがあるからわだかまりだと、垣根だと。垣根は実は被差別部落の人がつくった垣根じゃないに、被差別部落でない人たちがつくった線でしょう。それは見えない線だったんでしょ。見えない線だけでも、それはみんなが知ってるんじゃないですか。言われれば、あ、あそこは被差別部落だということが教えられるんじゃないですか。そういう形で被差別部落があるんですから、そういうことに立ってちゃんと答弁していただきたいと思いますね。

議長（嶋本五男君） 質疑ですか。違うんですか。どういうことを……。

2番（小山広明君） だから言ったでしょう。同和地域をなくせという提案をしとるんですね。じゃ、どういう形で同和地域ができてきたのか。私は私なりのつくってきた過程を言いました。そういう答弁をしてないですからね。

それから、わだかまりについても、一体だれに向かってわだかまりを持つなと言っとるのかということ、私も私なりのわだかまりを持つなという意識構造を言いましたから、そのことについて御答弁いただきたい。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 御答弁します。

最初の質問では、同和地区指定がどういう経過をもってやられたかと言われたんですよ。それは私がやったんではありませんし、これは行政上、

同和行政をやるために、同和行政を進めるために、それは国の法律、先ほど言いましたそういうものができて、そういう経過の中でこういうものがつくられてきたと言うたんですよ。

だから、あなたは自分で正確に質問せずに、私の答弁が自分の考えてることに一致しないからって、そういう反論をされると、それはちょっと受けられませんよ。

それと、わだかまりの問題は、それはここにもありますように、「部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく」というふうに言ってるんです。私はあなたのお話を聞いてると、地区外の人がいわゆる全部差別者だという立場から、地区外の人が地区の人にわだかまりを持ってるといふふうになっておられるように聞こえたんですよ、先ほどのあなたの御意見はね。

私はそうではなしに、いわゆる部落排外主義といって、すべてが差別者だという立場には私は立っておりませんので、私自身も議員になって、そのときから差別をなくすためにともに地域の人たちと一緒に住宅の要求組合をつくって、今の宮本、前畑の住宅建設運動に取り組んできたんですよ。決してそういう気持ちはありませんから、そのこともあわせて言っておきます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 2回私が同じ質問をして、私にとっては納得のできない回答になりました。いわゆる内外という表現で言われたんですが、やはりわだかまりを持つなど。それは男と女の問題でも、障害者と障害を持たない人の問題でもありますが、わだかまりを持つなど。それは障害者になってみないとわからない問題もありますよ。だけど、やっぱりそういう社会の中で生きにくい人たちが不満を持ち、要求を持つときに、そういうことに不自由をしてない人がわだかまりを持つなどと言ったって、それは通じない言葉ですからね、私はやはり被差別部落の人たちにわだかまりを持つなど言っとるようにしか聞こえないし、それではこの部落問題というのはなかなかやはり理解が進まない、私はそう思います。

それから、なぜ地域ができたのかと、法律に基づいてつくったといっても、被差別部落の人たち

自身がその場所をみずから指定する名乗りを上げないといけないんですよ。そういう経過があるにもかかわらず、そういう人たちの民主主義、そういう人たちの議論抜きに、議会がここここはもう同和地域でないんだ、そのことはそういう経過からいって言えないでしょうと。

やはり民主主義ですから、6万4,000の人たちが、対象者が例えば4,000人おるとすれば、その4,000人の人たちの中での民主主義を無視して、そのいろんな行為を決定したり変更することは私はできないと、そういうことでやっぱり地域指定をどういう形で行ってきたかということをお尋ねしたかったんですが、2回も答弁していただいて同じ答弁ですから、私はそういう考えだということをお聞きして、また討論の中で言わしていただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—小山君。

2番（小山広明君） 同和行政終結宣言についての提案が、林さんを提案者として出されておりますけれども、この議論はずっと何回となく出され、しかもこの議会での同意が得られずに来ておるわけでありまして、私は共産党さんの選挙のやり方1つ見ても、この同和問題ということを中心政策に掲げて戦っている、至って私は政治的な1つの立場であると言わざるを得ないと思っております。

そういう中で、私はこの同和地域指定をなくすという、また同和行政をやめるということをお同和地域の人たちの民主主義、多くの意思を無視してこの議会に決定をするということはおできないだろうと思っておりますし、日本共産党さんが民主主義を大事にし、その対象者の意思の合意をやはり大事にしてやるならば、そういうかわり方ではなしに、本当にあなたが今の同和地域や、またそういう運動をしているところが運動論として不満であれば、そういう中に分け入って、そういう人たちに今のやり方では差別はなくならないんだということをお本当の理解、合意、それこそわだかまりなく中に入って、やはり意識合意をしていただきたいと思っております。

こういう政治の、議会という権力のほんとはぶつかり合う中で、しかも選挙というような中でこういう問題を中心に挙げるべき私は問題でない。こういう差別問題というのは微妙な人々のひだに触れるような、そういう問題を踏まえるときに、結果的にやはり弱い立場にある、相対的にほんとは弱い立場にあるそういう人たちの勇気ある、立ち上がった中で同和行政をもっと評価をして、私は差別がなくなれば、こういうものがたとえあったとして別に邪魔になるわけじゃないわけですから、そういうことでまずそういう形や名前だけでなくせば差別がないんだというようなことにならないように、議員各位の賛同をお願いし、この林さんの提案した宣言には反対していただくことをよろしくお願いをいたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立少数であります。よって議員提出議案第15号は、否決されました。

ただいま可決されました意見書等につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては議長に御一任願いたいと思っております。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして平成12年第3回泉南市議定例会を閉会いたします。

なお、本定例会は任期最後の議会でありますので、一言ごあいさつ申し上げたいと思っております。

去る9月4日から本日まで、議員各位におかれましては残暑厳しい折、また時節柄何かと御多忙中にもかかわらず、熱心なる御審議を賜り、議長として厚く御礼申し上げます。また、議会を通じて議事進行に各位の協力を得ましたことを重ねてお礼申し上げます。理事者各位におかれましても、

本年度予算を初めとし、成立を見た各議案につきましては、これが執行に当たっては適切なる運用をもって進められ、市政の発展のために一層の努力をいたされんことを切にお願い申し上げる次第であります。

さて、議場において皆様方とお顔を会わせることも本日をもって最後になるものと思いますが、過去4年間泉南市議会の運営が円満に今日まで参りましたことを皆さんとともに喜びたいと存じます。

来る10月27日をもって任期が満了するのがありますが、もしこの機会をもって市議選に再出馬されない議員におかれましては、今後ますます健康に留意されまして、泉南市発展のため御指導、御協力を賜らんことを切にお願い申し上げます。

また、今回の市議選に際し、再出馬を予定されておられます各位におかれましては、来る10月22日の選挙において当選の榮譽を得られ、この議場で再び顔を会わせられますよう格段の御努力、御奮闘をお祈り申し上げます。

今回、私も10月27日任期満了をもって、高齢をもって後進に道を譲り引退したいと思います。6期24年間、約四半世紀にわたり私の人生の3分の1をこの泉南市議会に籍を置き、理事者の皆さん並びに同僚議員の皆さんには失礼なことも多々あったかと思いますが、皆さんの御理解と厚情によりまして大過なく今日まで過ごせましたことを心よりお礼申し上げます。今後なお一市民として市政を見守り、協力できることがありましたら協力してまいりたいと思います。

今後は、理事者並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意され、泉南市発展のため御活躍されんことをお祈り申し上げ、甚だ簡単粗辞ではございますが、私のお礼の言葉とあいさつといたします。

本当に本日はありがとうございました。

午後5時3分 閉会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 嶋 本 五 男

大阪府泉南市議会議員 稲 留 照 雄

大阪府泉南市議会議員 藪 野 勤